

第2節 中規模用消防計画

第1 作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

中規模用消防計画の作成例は、作成基準に基づき、大規模用消防計画に非該当で甲種防火管理者の選任が必要な防火対象物又は事業所を対象に作成されている。

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の各項目は、作成例の「解説（作成時の留意事項）」を参照して作成する。
- (2) 作成例は、該当する用途の一般的な形態を想定した、基本的な消防計画の作成例である。そのため、一律に書き表せない部分があるので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備等の設置状況等の実態とその特異性を加味し、本作成例を一つの目安として作成する。別表、別記等も作成例を参考として、事業所個々の実態に合うように作成する。

なお、加筆する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加える。

- (3) ★印は、統括防火管理が該当する場合に記入する。
- (4) ※印は、防災管理が該当する場合に必要な項目である。

なお、この場合、作成例中で使用されている語句を、以下のように読み替えて作成する必要がある。

ア 「防火管理」を「防火・防災管理」に、「防火管理者」を「防火・防災管理者」とする。

イ 統括防災管理義務対象物に該当する場合は、「統括防火管理」を「統括防火・防災管理」に、「統括防火管理者」を「統括防火・防災管理者」とする。

- (5) ▲印は、該当する場合に記入する。
- (6) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（※）を運用している場合は、必要事項を余白等へ書き加える。
- (7) 作成例に示す別表、別図、別添えのほか、資料編の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込む（例：防火管理業務範囲表）。

3 消防計画作成チェック表等の添付

- (1) 届出書に「消防計画作成チェック表」を添付し、これにより、消防計画に定める事項に漏れないかどうかのチェックを行う。
また、「防火対象物実態把握表」（資料編・資料3参照）も添付する。
- (2) 委託により内部選任された防火管理者が作成する消防計画には、事業所ごとに「防火管理業務実施計画書」（資料編・資料1参照）を作成し、添付する。

※参考 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（資料編・資料12）

垂直避難が困難な歩行困難者等のために、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、一時的に留ることができる一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターを設置した防火対象物における避難安全対策のこと。指導する防火対象物は、建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物のうち次のものとする。

- (1) 一時避難エリアの設置の指導対象

建基令第122条に規定する特別避難階段の設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が利用するもの

- (2) 避難誘導用エレベーターの設置の指導対象

建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターの設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握が可能なもの

第2 防火・防災管理制度チェック表

建物の用途に応じて義務となる制度をチェックし、消防計画作成の参考にしてください。
各制度、該当するか否かはテナントごとではなく、建物全体の規模で判断します。

建物全体の用途 (消防法施行令別表第一)			防火管理者 (法第 8 条、 条例第 55 条 の 3)	統括防火管理者 (法第 8 条の 2)	防災管理者 〔統括防災管理者〕 自衛消防組織 (法第 8 条の 2 の 5、36 条)	防火管理技能者 (条例第 55 条の 3 の 2)		防災 センター (条例第 55 条の 2 の 2)	自衛消防活動中核要員 (条例第 55 条の 5)																																	
チェック欄			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																	
(1)項	イ	劇場、映画館等	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上で 2 万㎡以上 ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上又は 2 千人以上																																	
	ロ	公会堂、集会場																																								
(2)項	イ	キャバレー、カフェー									収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上で 2 万㎡以上 ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	3 千㎡以上で 3 百人以上																									
	ロ	遊技場、ダンスホール																																								
	ハ	風俗関連店舗																																								
(3)項	イ	待合、料理店																	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上で 2 万㎡以上 ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	5 千㎡以上 3 千㎡以上																	
	ロ	飲食店																																								
(4)項	イ	物品販売店舗																									収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上									
	ロ	旅館、ホテル																																								
(5)項	イ	共同住宅、寄宿舎																																	収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上	
	ロ	共同住宅、寄宿舎																																								
(6)項	イ	病院、診療所	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上																																	
	ロ	社会福祉施設 (避難困難施設)																																								
	ハ	その他の社会福祉施設																																								
	ニ	幼稚園、特別支援学校																																								
(7)項	学校										収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上																									
(8)項	図書館、博物館																																									
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場																	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上																	
	ロ	公衆浴場																																								
(10)項	停車場																										収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上									
(11)項	神社、寺院、教会																																									
	イ	工場、作業場																																								
(12)項	イ	スタジオ	収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上																																	
	ロ	車庫、駐車場																																								
(13)項	イ	航空機格納庫																																	収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上	
	ロ	航空機格納庫																																								
(14)項	倉庫										収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上																									
(15)項	事務所等																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																	収容人員 30 人以上 (6) 項口が含まれる 場合は 10 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上 (6) 項口 が含まれる場合は、 10 人以上)	・11 階以上で 1 万㎡以上 ・5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上	それぞれの用途で該当する 部分が存するもの又は(5) 項 口部分を除き 1 万㎡以上 ただし、小特対象物を除く。 小特対象物は、(16) 項口の基 準と同じ。																	
(16)項	ロ	複合用途 (非特定用途のみ)																									収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、5 階以上で 50 人以上	※対象用途の存する最上階及び対 象用途部分の床面積の合計で算 定する。	・15 階以上で 3 万㎡以上 ・11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・5 万㎡以上		高層建築物で (5) 項口 部分を除き	(12) 項、(13) 項イ又は(15) 項の部分で該当する部分が 存するもの又は(5) 項口部分 を除き 3 万㎡以上									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
(16)の 2 項	地下街																																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																																	
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)											収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																									
(17)項	文化財																																									
	イ	複合用途 (特定用途含む)																																								
その他 (危険物施設等)																			収容人員 50 人以上	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上		1 千㎡以上	3 千㎡以上																	
(17)項	文化財																																									
	イ																																									

※ ☐ は特定用途、☐ は非特定用途となります。

※ 「小特対象物」とは、消防法施行規則第 13 条第 1 項第 2 号に定める「小規模特定用途複合防火対象物」のことで、特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延面積の 10% 以下かつ 300 ㎡未満のものをいいます。

第3 消防計画作成チェック表（中規模用）

作 成 す る 内 容		法 令 根拠等	作 成 チェック	備 考
第1 目的及び適用範囲等				
1	目的	◎		
2	適用範囲	◎		
3	防火・防災管理業務の一部委託について	▲		
第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務				
1	管理権原者	◎		
2	資格管理	◎		
3	自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務	▲		
4	防火管理者の業務	◎		
第3 火災予防のための点検・検査				
1	日常の火災予防のための任務分担	◎		
2	自主的に行う点検・検査	◎		
3	防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）	▲		
4	防災管理の法定点検（防災管理点検報告）	▲		
5	消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）	◎		
6	報告等	◎		
7	その他	▲		
第4 守らなければならないこと				
1	従業員が守るべき事項 （避難施設の維持管理、火気管理等、放火防止対策）	◎		
2	防火管理者等が守るべき事項 （収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立、火気の使用制限、臨時の火気使用等、放火防止対策、避難経路等の周知、その他）	◎		
第5 防火・防災教育				
1	防火・防災教育の実施時期等	◎		
2	自衛消防隊員等の育成	◎		
第6 消防機関との連絡等				
1	消防機関へ連絡等する事項	◎		
2	防火管理維持台帳の作成、整備及び保管	◎		
第7 自衛消防隊等				
A（事業所自衛消防隊を編成する場合）				
1	事業所自衛消防隊の編成	◎		
2	事業所自衛消防隊の活動範囲	◎		
3	事業所自衛消防隊長等の権限	◎		
4	火災発生時の自衛消防活動	◎		
5	営業時間外等の自衛消防活動体制	▲		
6	その他	▲		
B（防火対象物自衛消防隊を編成する場合）				
1	防火対象物自衛消防隊の編成	◎		
2	防火対象物自衛消防隊の活動範囲	◎		
3	防火対象物自衛消防隊長等の権限	◎		
4	火災発生時の自衛消防活動	◎		
5	営業時間外等の自衛消防活動体制	▲		
6	その他	▲		
第8 訓練				
1	訓練の実施時期等	◎		
2	訓練時の安全対策	◎		
3	訓練の実施結果	◎		

第9 震災対策			
1	震災に備えての事前計画	○	
2	震災時の活動計画	○	
3	施設再開までの復旧計画	○	
第10 その他の災害対策			
1	大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	●※	
2	大雨・強風等に係る自衛消防対策	●	
3	受傷事故等の自衛消防対策	●	
4	その他の自衛消防対策	●	
第11 その他			
1	消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合）	▲	
別表1	防火・防災管理業務の一部委託状況表	▲	
別表2	防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	▲	
別表3	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	◎	
別表4-1	自主検査チェック表（火気関係）	◎	
別表4-2	自主検査チェック表（閉鎖障害等）	◎	
別表5	自主検査チェック表（定期）	◎	
別表6	自主点検チェック表（消防用設備等）	◎	
自衛消防隊の編成と任務（編成表）・（資格管理表）・（任務表）			
別表7	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	◎	
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	◎	
別表8	家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表	○	
別表9	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○	
別表10	震災時における時差退社計画	○	
別表11	施設の安全点検のためのチェックリスト	○	
別図	避難経路図	◎	
別添え	消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合）	▲	
その他			

- （備考） 1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 2 ○印は、東京都震災対策条例第10条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
- 3 ●印は、火災予防条例第55条の4に基づく自衛消防対策の項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- 6 ※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 7 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 8 事業所の実態に合わせて作成した別表・別図・別添えについては、別表等の空欄に記入する。

第4 作成例（中規模用）

〇〇ビル 消防計画

〇〇〇〇 年〇〇月〇〇日作成

第1 目的及び適用範囲等

1 目的

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及ぶ範囲は、〇〇株式会社が占有する部分とする。
- (2) この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者とする。

↓ 防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲ 3 防火・防災管理業務の一部委託について

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

(2) 防火管理業務の一部委託状況

別表1「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり

(3) 受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、受託者が行う防火・防災管理業務の適正化を図るため、別表2「防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により委託契約内容等の自己チェックを行う。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

○解説（作成時の留意事項）○

第1 目的及び適用範囲等

ポイント

管理権原者及び防火管理者のほか、当該事業所に勤務する者が、この消防計画を守ることを定めておく必要がある。

1 目的

- (1) 防火管理に係る消防計画の作成・届出は法第8条及び条例第55条の3、統括防火管理は法第8条の2、防災管理は法第36条第1項により準用する法第8条第1項、統括防災管理は法第36条第1項により準用する法第8条の2第1項にそれぞれ定められている。

また、資格者が統括する自衛消防組織の設置については法第8条の2の5に定められている。

- ★(2) 統括防火管理に該当する場合の事業所の消防計画は、全体についての消防計画との整合性を図る。
- ※(3) 防災管理が該当する場合は、防災管理者が定めるべき防災管理についての必要な事項を、この計画に明記する必要がある。
- ▲(4) 温泉の採取のための施設等が当該事業所にある場合は、採取時災害防止規程との整合性を図る必要がある。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及ぶ業務の範囲及び場所的範囲（エリア）を明確にし、該当する業務については、この計画上で漏れないように定める。
- ▲(2) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があり、例示及び次の内容を参考にして記入する。
- ・ ○○階、○○階及び○○階の○○株式会社
- ・ 別図○に明示する部分
- (3) 消防計画を適用する者を明確にして、管理権原者及び防火管理者のほかに、事業所内に勤務する者に適用するように定める。

▲ 3 防火管理業務の一部委託

- (1) 当該事業所の防火管理業務及び※防災管理業務を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となる。
- (2) 管理権原者は、防火管理業務において、防火管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないため、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要であり、一部委託する場合は別表1を作成し、添付する。
- (3) 受託者が防火管理業務の実施部門に位置され、自社従業員が実施する防火管理業務と混在することから、管理権原者は受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にするため、別表2を活用して確認し、添付する。
- (4) 防火管理業務の一部を第三者に委託している場合にあっては、当該受託者が管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定める。
- (5) 受託者が防火管理業務の実施状況を委託者（防火管理者等）に報告することについて、明確にしておく。

第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

1 管理権原者

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- (4) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。
- ★(5) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓防災センターがある場合

- ★▲(6) 統括防火管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるように協力する。

2 資格管理

管理権原者は、防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように管理する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。
- (2) 管理権原者は、共同して自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。
- (3) 管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。
- ★(4) 統括管理者は、統括防火管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

ポイント

管理権原者が防火管理についての全ての責任を持つことと、防火管理者の実施する防火管理業務の内容について定める。

1 管理権原者

- (1) 防火・防災管理業務は、管理権原者が防火・防災管理者を選任して行わせるものであるが、最終的な防火・防災管理責任は、管理権原者にあることを明確にしておくことが必要である。
- (2) 法第8条の2の4に基づき、各事業所の管理権原者は、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設に避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸、防火シャッターその他の防火施設に、閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する義務を有するので、その旨を明確にしておく。
- (3) 管理権原者は、防火・防災管理者に自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修する。
★なお、階段、通路等の共用部分及び建物全般に設置された消防用設備等や防災設備等の管理については、全体についての消防計画の中で定められている責任区分とする。
- (4) 管理権原者は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する責任を負うものとする。
- ★(5) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画と、この消防計画は適合する内容とし、自衛消防訓練の実施、避難施設の維持管理等について整合性を図る。
- ▲(6) 防災センターが設置されている場合、防災センターの活動に必要な情報を提供し、常に防災センターを中心とした自衛消防活動体制の確立及び維持管理に協力しなければならない。
- ▲(7) 条例第55条の3の2に基づき、防火管理技能者が必要な場合、各事業所の管理権原者は、その総意に基づき、防火管理技能講習の修了証の交付を受け、当該防火対象物に勤務している者のうちから防火管理技能者を選任し、当該防火管理技能者に防火管理業務計画を作成させ、法、政令及び条例の規定並びに防火管理業務計画に従って、防火管理業務の補助を行わせる義務を有している。法的責任の所在は、当該建物内の各管理権原者にあり、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、その選任等の責任については原則として全体についての消防計画に定める。

2 資格管理

- (1) 管理権原者は、防火・防災管理業務上必要とされる各種法定資格について、不備の生じることのないよう管理する。
- (2) 防火管理者の再講習、防火管理技能者の再講習、防災センター要員講習などは、修了証の交付後に再度講習を受けなければならないので、注意が必要である。

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 法第8条の2の5により義務付けられる自衛消防組織は、一般的に自衛消防隊として置かれている。
- (2) 自衛消防組織に統括管理者を置き、統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する。
- (3) 管理権原者が複数の場合で、共同して自衛消防組織を設置、運営する場合の責任は、各管理権原者にあることを記述するとともに、自衛消防組織に関する協議会に参加することを記述する。
- ★(4) 統括管理者が、統括防火管理者に自衛消防活動に関する報告を行うことを明記する。

4 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業 務	内 容
点検・監督業務	① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修 ③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督 ④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	① 従業員に対する防火の教育の実施 ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討 ③ 放火防止対策の推進
管理業務	① 収容人員の管理 ② 消防機関への届出及び連絡等 ③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置
点検立会業務	① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示 ② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示 ③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 ↓防火対象物点検報告が必要な場合 ▲④ 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示 ↓防災管理点検報告が必要な場合 ▲⑤ 防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への 提案・報告業務	① 防火管理業務を遂行する上での提案 ② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理上 必要な業務	★① 防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告 ↓防火管理技能者が必要な場合 ▲② 防火管理技能者に対する指示 ↓防災センターがある場合 ▲③ 災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

4 防火管理者の業務

防火・防災管理者が行う防火・防災管理業務について定めておく。

(1) 点検・監督業務

ア 火災予防又は地震による被害軽減のための建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の自主点検・検査の実施並びに監督の業務

イ 点検・検査において不備欠陥箇所のある場合の改修を図る業務

ウ 防火担当責任者や火元責任者など防火・防災管理業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する等の指導及び監督の業務

エ 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務

(2) 教育・訓練業務

ア 防火・防災管理者がリーダーとなって、従業員に対する防火・防災教育を実施する業務

イ 訓練計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施し、中心となってその結果を検討する業務

※ウ 地震による被害を想定し、その被害想定を踏まえた避難の訓練の実施及び検証、消防計画の見直し等の訓練結果を反映する業務

エ 放火防止対策を定め、その推進を図る業務

(3) 管理業務

ア 一時的に多数の者が出入りした場合等、災害時に混乱等を招かないために収容人員を適正に管理する業務

イ 適正な時期に消防機関へ各種届出や連絡等を実施する業務

ウ 各種点検に併せて、家具、じゅう器等の転倒、落下、移動の防止措置を行う業務

(4) 点検立会業務

ア 法定点検、検査等への立会い又は自ら立会いできない場合の立会いの指示をする業務

イ 工事中の安全対策を樹立し、出火防止の徹底を図るとともに、溶接・溶断などの火気が使用され、火災危険の高い改装、模様替え等の工事場所で立ち会い、確認する業務

(5) 管理権原者への提案・報告業務

管理権原者に対して、従業員に配布する防災パンフレットの作成などの企画について提案を行う不備欠陥箇所や自主検査チェック表の結果などについての報告する業務

(6) その他防火・防災管理上必要な業務

★ア 事業所の用途を変更するとき、消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告し、また、統括防火管理者から指示命令された事項についてもその都度報告をするなど、全体についての消防計画で定められている統括防火管理者への報告業務

▲イ 防火管理技能者が必要な場合に、防火管理技能者が行う防火管理業務の補助等に関して指示する業務

▲ウ 防災センターを中心とした自衛消防活動体制の確立を行う業務

▲エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合は、歩行困難者等（運動能力の低下、認知症の影響等により、火災時の避難行動等が困難となることが懸念される者のほか、これらの者と同様に避難困難性等が懸念される視覚障がい者、車椅子使用者、松葉づえ使用者等をいう。）が主に使用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握する業務（該当する場合は追加して定める。）

※ 一時避難エリアのみを設置する場合にあっても、努めて歩行困難者等に係る上記情報を事前に把握しておくことが望ましい。

第3 火災予防のための点検・検査

1 日常の火災予防のための任務分担

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 管理権原者又は防火管理者は、別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」を、関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他

2 自主的に行う点検・検査

防火管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。

- (1) 出火防止、避難安全の確認は、検査実施者 〇〇 〇〇 により、毎日行う。
ア 出火防止の確認は、別表4-1の「自主検査チェック表（火気関係）」により行う。
イ 避難安全等の確認は、別表4-2の「自主検査チェック表（閉鎖障害等）」により行う。
- (2) 建物及び消防用設備等の確認は、検査実施者 〇〇 〇〇 により、〇月頃と〇月頃に行う。
ア 建物の確認は、別表5「自主検査チェック表（定期）」により行う。
イ 消防用設備等の確認は、別表6「自主点検チェック表（消防用設備等）」により行う。

↓消防用設備等に特例が適用されている場合

- ▲(3) 防火管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施する。

▲ 3 防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）

- (1) 防火対象物の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防火管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

※▲ 4 防災管理の法定点検（防災管理点検報告）

- (1) 防災管理の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防災管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

▲ 5 消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

- (1) 消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
建物所有者側で一括して全体を実施しているか確認し、テナントとして個別に責任がある消防用設備等があれば、当該消防用設備等についての法定点検を実施し報告する。
- (2) 防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

6 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。
- (2) 防火管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

▲ 7 その他

第3 火災予防上の点検・検査

ポイント

出火防止・避難安全等の確認項目並びに消防用設備等、防火設備、火気設備・器具などの法定点検及び自主的な点検・検査の項目を定める。

なお、共用部分の点検、検査等は全体についての消防計画に定められている責任区分により実施することとなる。

1 日常の火災予防のための任務分担

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務について分担し、別表3の例示のように定める。
- (2) 別表3を更衣室などに貼付して任務を周知させ、部屋の出入口等に防火担当責任者、火元責任者の氏名を掲示するなどして確実に行わせる必要がある。

2 自主的に行う点検・検査

- (1) 終業時等を捉え、ガス関係、電気関係等の項目について点検するものである。別表4-1の項目等を定めて記入し、この表を活用して実施する必要がある。
- (2) 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害等について、1日2回以上など、実施する頻度を決め、別表4-2に点検場所等を記入し、この表を活用して点検する必要がある。
- (3) 建物の構造、防火戸等の防火設備、階段通路等の避難施設、火気設備・器具、電気設備、危険物施設の状況に応じて主に防火に関する項目について、別表5を活用して自主的に検査するもので、おおむね年2回以上、実施するように記入する。
- (4) 消防用設備等について、別表6を活用して自主的に点検するもので、おおむね年2回以上、実施するように記入する。
- ▲(5) 政令第32条又は条例第47条により、消防用設備等について特例を適用している場合がある。また、火気設備・器具、客席又は避難通路などについても、特例等を適用している場合がある。そのため、条例第64条による特例申請時の条件が維持されていることを確認する必要がある。

▲3 防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）

- (1) 点検の実施から点検結果報告書の届出までに一定の期間を要することを考慮して、計画的に行う。
- (2) 防火管理者が立会いできない場合は立会者を指定し、立ち合う場合と同様に不備事項を確認する。

※▲4 防災管理の法定点検（防災管理点検報告）

防災管理点検報告が該当する場合は、前3と同じ。

▲5 消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

- (1) 建物所有者でない場合でも消火器等、事業所（テナント）の責任で法定点検・報告を行わなければならない場合があるため、注意する必要がある。
- (2) 事業所（テナント）の場合で、消防用設備等の維持管理を全て建物所有者側で実施しているときは、消防用設備等の法定点検は建物所有者側の責任で実施する旨を7のその他欄に記入する。

6 報告等

- (1) 防火・防災管理者は、自主検査・点検及び法定点検の結果をその都度確認し、記録を管理する。
- (2) 防火・防災管理者は、前(1)の結果で不備等があった場合、管理権原者に報告することを明記する。

▲7 その他

その他必要な事項を記載する。

第4 守らなければならないこと

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

- ① 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ② 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ③ 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ④ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。
- ⑤ 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ⑥ ①から③までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。
- ⑦ その他

(2) 火気管理等

- ① 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。
- ② 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。
- ③ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
- ④ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。
- ⑤ 火気設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。
- ⑥ ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。
- ⑦ 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。
- ⑧ 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- ⑨ その他

第4 守らなければならないこと

ポイント

火災予防のために従業員、防火管理者等が守らなければならないことについて定め、周知させる必要がある。

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設等の維持管理

- ア 避難口、廊下、階段、通路などの避難施設には、避難の障害となる物件（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かない。置かれていることを発見した場合は除去する。
- イ 防火戸・防火シャッターとは、階段等への出入口に設けられる扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしており、これらの作動の障害となる物件（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かないようにする。
- ウ その他欄には、各用途等に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・担当階の非常口等の管理状況について常に確認する。（飲食店等）

・担当階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。（ホテル等）

(2) 火気管理等

- ア 喫煙は、喫煙指定場所において行うように定めておく。
- イ 火気設備・器具の使用前後に異常の有無を確認するとともに、周囲には可燃物を置かない。
- ウ 厨房機器やその周囲は、調理作業で油脂が発生するため、絶えず油で汚れている。汚れたままにすると油かすに火が着いて火災になることがあるので、毎日点検・清掃を行う必要がある。
- エ 油脂が発生する火気設備の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために防火ダンパーや自動消火装置等の火災伝送防止装置が設置されているが、付着した油かす等により正常に作動しない火災事例が発生している。

厨房設備に付属する天蓋、排気ダクト、グリス除去装置及び火災伝送防止装置の標準的なメンテナンス方法や清掃時期の判断要領については次の資料を参考にするとよい。

・JADCAスタンダード2018版厨房版（一般社団法人日本空調システムクリーニング協会（JADCA）発行）

＜参考＞ JADCAスタンダード2018版厨房版におけるグリス除去装置等の清掃時期の判断要領については、資料編・資料14参照

- オ 火気の使用は指定場所のみとする。臨時的に火気を使用する可能性がある場合は、防火・防災管理者へ報告すること等を定めておくといよい。

カ ガス機器から使用放置により多くの火災が発生しているため、その場を離れてはならない。

キ 業務終了後には使用した灰皿の整理を行うとともに、吸殻は水につけて完全に火を消して処理し、業務終了後の出火を防止する。

ク その他欄には、各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る。（劇場等）

・吸殻の回収は一定時間ごとに行い、他のゴミと分別して処理をする。（遊技場等）

・客室内の客の入替え時ごとに吸殻、ゴミくずの処理を行う。（ホテル等）

・玉洗い場で使用した油ぼろ等は、他のゴミと一緒にしない。（パチンコ店等、工場等）

・ストーブ等の暖房器具の周囲には、保護柵を設けて、使用する。（幼稚園等）

・モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池は、取扱い上の注意事項に留意して使用するほか、廃棄する場合は他のゴミと適正に分別する。（リチウムイオン電池を使用する事業所）

(3) 放火防止対策

- ① 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。
- ② 建物内外の整理整頓を行う。
- ③ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ④ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- ⑤ その他

(3) 放火防止対策

ア 過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、死角となる部分からの出火が多い
ため、このような場所を重点とした放火防止対策をとる必要がある。

イ その他欄には、各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

- ・ 保安室において、モニターテレビによる監視体制を強化する。(百貨店等)
- ・ フロント等には、消火器を増設する。(ホテル等)
- ・ 児童の手の届くところにマッチ、ライター等を置かない。(幼稚園等)
- ・ 裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)
- ・ 巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ① 防火管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。
- ② 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。
- ③ その他

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ① 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
 - ・ 増築等で建築基準法に基づく仮使用の認定の申請をするもの。
 - ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。
- ② 防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
- ③ 工事人に対し、次の事項を遵守させる。
 - ・ 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。
 - ・ 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
 - ・ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させる。
 - ・ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。
 - ・ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。
- ④ 防火管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。
- ⑤ その他

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

ア 不特定多数の者を収容する用途では、事前に人員管理方法について、従業員その他防火管理業務に従事する者に対して周知しておかなければならない。

イ 劇場等の定員は、条例第 53 条に定められており、劇場等の関係者は収容人員の適正化に努めなければならない。

ウ その他欄には、各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

- ・ 出入口その他見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場者数が定員に達したときは直ちに満員札を掲げる。(劇場等)
- ・ 客席内の避難通路に観客等を収容しない。(劇場等)
- ・ 催事やバーゲンセール会場などの開設に伴い、混雑が予想される場合は、入場規制を行うとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。(百貨店等)
- ・ 防火管理者は、各階の宿泊室の使用状況、宿泊者数、宴会場の使用状況等を把握し、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に徹底する。(ホテル等)
- ・ 入院時等のチェックを励行し、患者数又は入所者数を棟ごとに常時把握する。(病院等)
- ・ 入院患者の外出・外泊が行われる場合は、外出許可書等により確認する。(病院等)
- ・ 通園する児童の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し、常時把握する。(幼稚園等)
- ・ 集会会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と、必要に応じた入室の制限を行う。(事務所等)

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全をチェックすることを目的とした防火安全確認業務を行う必要がある。

イ 工事の際は、工事の規模にかかわらず事前に防火安全対策を樹立し、管理権原者は次に掲げる事項の工事を行う場合に、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

- ・ 増築等で建基法第 7 条の 6 又は同法第 18 条第 38 項に基づき、特定行政庁等に仮使用の申請がなされたもの。
- ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

ウ 工事人に対して、溶接・溶断等の際の出火防止対策や消火器等の準備、指定された場所以外での喫煙や裸火の使用等の禁止、危険物等の使用の際の承認の申出、放火防止対策等、防火管理に必要な事項について遵守させる。

エ 工事中の火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行う。

オ 防火・防災管理者は、工事人等に対する火気管理等の指導を行うとともに、工事・催物等の計画内容や現場の確認を行い、法令適合や火気管理等の防火上の確認を行うとともに、必要な届出を行う（工事中の消防計画以外に工事に伴う届出として、条例第 56 条に基づく防火対象物工事等計画届出、条例第 56 条の 2 に基づく防火対象物使用開始届等がある）。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

- ① 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - ・ 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。
 - ・ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。
- ② 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ・ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。
- ③ 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定
- ④ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- ⑤ その他

(4) 臨時の火気使用等

防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示を行う。

- ① 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用
- ② 火気設備・器具の設置又は変更
- ③ 危険物等の使用
- ④ 催物の開催及びその会場での火気の使用
- ⑤ 模様替え等の工事
- ⑥ その他

(5) 放火防止対策

防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

- ① 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去
- ② 不特定の者が出入りする出入口の監視等
- ③ 火元責任者等による火気の確認及び施錠
- ④ 空室、倉庫等の施錠管理
- ⑤ 休日、夜間等における巡回体制の確立
- ⑥ その他

(3) 火気の使用制限

- ア 事業所の規模、業態及び利用者の形態などにより出火危険要因が異なる。この危険要因を事前に把握し、火元責任者等を組織して実態に応じた火気設備・器具等や吸殻の処理などの火気管理を行い、日常使用する視点から出火防止業務を行う必要がある。
- イ 条例第 23 条が該当する事業所は、別に禁止行為の解除承認申請が必要となる。
なお、該当する事業所等については第 6、1 の解説を参照する。
- ウ 喫煙所には適当な数の吸殻容器と喫煙所である旨の標識を設置しなければならない。
- エ 火気設備・器具等の使用禁止場所を具体的に指定する。
- オ 危険物の貯蔵又は取扱場所を指定するとともに、危険物の貯蔵や取扱いの量により消防機関に必要な届出を行う。
- カ 工事等を行う際は出火防止のため、火気使用の禁止又は制限を行う。

(4) 臨時の火気使用等

- ア 防火・防災管理者は、臨時的な火気の使用及び催物の開催等、防火・防災管理上必要な事項を把握する必要があるため、事案により消防機関に届出をするものもあるため、従業員等に対して必要な指示・確認を行い、火災予防の万全を期するように努める。
- イ 催物開催時の火災危険としては、臨時の火気使用や喫煙などによる出火危険が考えられる。催物開催時においては通常と異なるため、主催者側と十分に協議して対策を講じておく必要がある。
- ウ 各用途に応じて、次の例示を参考にしてその他欄に追加する。
 - ・ ステージ・舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）又は火気を使用し、ショーや演技を行うとき（キャバレー、ホテル等）
 - ・ カーテン、暗幕、ジュータン等を設置し又は交換しようとするとき（特定用途及びスタジオ等）
 - ・ 展示品、装飾品等の配置換えによる売場の模様替え又は主要、補助通路を変更するとき（百貨店等）
 - ・ 学生寮の鍵の管理及び施錠方法等を変更しようとするとき（特別支援学校）

(5) 放火防止対策

- ア 地域特性や周辺の火災発生状況を踏まえた実態に応じた放火防止対策を講じ、火元責任者等を組織して出火防止業務を行う必要がある。
- イ 過去の火災事例からトイレ、倉庫、階段室など、人が通常出入りしない場所を特に重点とした対策を講じることが必要である。
- ウ 日常使用していない倉庫等の施錠管理の確認、合鍵を出入口付近に置かないように保管場所の検討をするなどの施錠管理を行う。
- エ 就業時間外等における敷地内及び建物内への侵入防止措置や監視、巡回を実施する。
- オ 時季的に放火が集中する用途の場合は、その時季に巡視等の強化を図るなど建物の使用形態に応じた対策の徹底について追加する。

(6) 避難経路等の周知

- ① 人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員その他防火管理業務に従事する者及び建物利用者に周知できるように掲出する。
- ② その他

(7) その他

- ① 防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
- ② その他

(6) 避難経路の周知

- ア 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、従業員及び防火・防災管理業務に従事する者に周知することが必要である。
- イ 不特定多数を収容するものにあつては、廊下等の見やすい場所に避難経路図を掲出する。
- ▲ウ 旅館、ホテル又は宿泊所には、条例第 52 条により宿泊室に避難経路図を掲出することが義務付けられている。
- ▲エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、一時避難エリアや避難誘導用エレベーターを明記した避難経路図を掲示する。

(7) その他

- ア 条例第 55 条の 2 に基づき、防火戸や防火シャッターなどの防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消火活動を確保するために管理しなければならない。そのため、防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲等を床面に明示し、避難の障害となる物を置かないようにすることが必要である。
 - イ 条例第 54 条に基づき、事業所内の避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設は避難上有効に管理しなければならない。
 - ▲ウ 劇場等の客席は、条例第 48 条（屋内の客席の基準）、第 49 条（屋外の客席の基準）に定める基準により設置しなければならない。
 - ▲エ 条例第 50 条に基づき、キャバレー等及び飲食店の用途に供する客席の床面積が、150 m²以上の店舗の客席には、有効幅員 1.6m 以上の避難通路を設けなければならない（300 m²未満の飲食店は、1.2m 以上）。
 - ▲オ 一定規模以上の百貨店等の避難通路は、条例第 51 条により、避難に必要な主要避難通路を保有しなければならない。
 - ▲カ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、消防活動支援対策として、歩行困難者等の状況を事前に取りまとめて防災センターに保管し、自衛消防訓練等の機会を捉えて定期的に更新する。
- ＜参考＞ 歩行困難者等一覧については、資料編・資料 13 参照
- キ 各用途に応じて、次の例示を参考にしてその他欄に記入する。

・火災予防条例に定める基準に従い、客席及び避難通路を管理する。（劇場等、キャバレー等、飲食店等、百貨店）

・催物開催時（劇場等、ホテル等）

防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な指示をし、次の事項を報告させる。

催物主催者側の責任者、催物内容、催物の規模等の概要、火気等を使用する場合の火気取扱責任者、喫煙管理及び火気管理の徹底方法、火災など災害時における観客等の避難誘導対策等、舞台上で裸火を使用する場合の消防機関への届出、催物会場の自衛消防隊の地区隊の編成、ホテル等で一時的に物品販売等を行う場合の消防機関への届出

・火災予防条例に基づき、非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。（ディスコ、キャバレー、遊技場等）

・防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防災物品であるかどうかを確認する。

第5 防火・防災教育

1 防火教育の実施時期等

防火教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

- (1) 消防計画
- (2) 従業員が守るべき事項
- (3) 火災発生時の対応
- (4) 地震時及びその他災害等の対応
- (5) 防火管理マニュアルの徹底
- (6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

2 自衛消防隊員等の育成

- (1) 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(2) 自衛消防活動中核要員の育成

管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に行う。

↓防災センターがある場合

▲(3) 防災センター要員の育成

管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター技術（実務）講習」を受講させることによりその育成を図る。

↓統括防火管理と自衛消防組織の設置が必要な場合

- ★▲(4) 統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、全体についての消防計画に定める。

第5 防火・防災教育について

ポイント

防火管理業務に従事する者に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底し、全従業員に対しては適時適切な防火・防災教育を実施する必要がある。

1 防火・防災教育の実施時期等

- (1) 防火・防災教育は、防火管理者自ら又は教育実施対象者に関わりの深い責任者を指定して行う。
- (2) 実施の際は項目ごとに指導し、次のような確認表を活用して効果を確認することも必要である。

防火・防災教育効果確認表（例）

確認日	年 月 日 ～ 年 月 日
実施者	職 氏名
対象者	氏名
確認事項	
1	あなたの持ち場近くの消火器（2箇所）を覚えていますか。
2	消火器を使えますか。
3	火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。
4	緊急時に使われる暗号放送の意味を覚えていますか。
5	自衛消防隊員としてあなたの任務を覚えていますか。
6	非常口の位置と階段の名称を覚えていますか。
7	喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。
8	火気設備・器具を使用の際に守るべきことを覚えていますか。
9	避難器具の設置位置を覚えていますか。
10	屋内消火栓設備を使えますか。
11	防火戸について注意するべきことを覚えていますか。
12	物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。
確認結果	／12点

- ▲(3) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、歩行困難者等の避難誘導に関する事項について教育を行う。

- (4) 効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の防火・防災教育で重点的に行う必要がある。

2 自衛消防隊員等の育成

- (1) 管理権原者は、常に自衛消防の組織の整備を図り、自衛消防隊員の育成を行う必要がある。

- ▲(2) 自衛消防活動中核要員の義務がある事業所等では、隊員の育成を図るとともに「自衛消防技術認定証」の資格を有する者を育成する必要がある。

- ▲(3) 防災センターが設置されている建物は、管理権原者が防災センター要員の育成を図ることを明記する。

- ★▲(4) 法第8条の2の5に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられる場合であって、統括管理者及び告示班長の資格管理を全体についての消防計画において定める場合に記述する。

	自衛消防組織の統括管理者 及び告示班長	自衛消防活動中核要員	防災センター要員
根拠法令	法8条の2の5	条例第55条の5	条例第55条の2の3
必要資格	自衛消防業務講習修了証等	自衛消防技術認定証	① 自衛消防技術認定証 ② 防災センター要員講習修了証

第6 消防機関との連絡等

1 消防機関へ連絡等する事項

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
防火・防災管理者選任（解任）届出	防火管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を変更したとき 管理権原者又は防火管理者を変更したとき	防火管理者
↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合 ▲ 自衛消防組織設置（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防機関へ通報する。	防火管理者
禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者等
消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等
↓ 防火対象物点検報告が必要な場合 ▲ 防火対象物点検結果報告	1年に1回	管理権原者
↓ 防災管理点検報告が必要な場合 ▲ 防災管理点検結果報告	1年に1回	管理権原者

第6 消防機関との連絡等

ポイント

法令に定める各種届出等に関し、事前相談や書類の作成、届出等及びその書類の保管の業務を伴う必要がある。

1 消防機関へ連絡等する事項

例示の内容のうち、該当するもののみ定める。

(1) 防火・防災管理者選任（解任）届出

防火・防災管理者が転勤等で変更になる場合は、間隙を作らないよう後任の防火・防災管理者を定めなければならない。

(2) 消防計画の作成（変更）届出

消防計画の作成（変更）届出が必要となる主な変更事項として次のものがある。

- ・ 管理権原者又は防火・防災管理者の変更
- ・ 自衛消防隊の組織の統廃合、自衛消防隊長の変更
- ・ 事務所から物品販売店舗への用途変更や増築等により消防用設備等を新たに設置した場合等
- ▲・ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更

▲(3) 自衛消防組織設置(変更)届出

法第8条の2の5により大規模・高層の防火対象物には自衛消防組織を置かなければならない。
なお、該当する建物については、本節第2「防火・防災管理管理制度チェック表」を参照する。

(4) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときは、事前に消防機関へ通報（連絡）する必要がある。

通報（連絡）手段は、以下の方法などがある。

- ・ 電子申請（東京消防庁 電子申請システムを活用した自衛消防訓練通報）
- ・ 自衛消防訓練通知書を管轄の消防署所の窓口に提出
- ・ 自衛消防訓練通知書をファクシミリにより送信（注）

（注）分署・出張所には、ファクシミリ自体が設置されていない場合があるので、事前に管轄の消防署へ送信先を確認する。

(5) 禁止行為の解除承認申請

条例第23条に該当する次の事業所は、喫煙、裸火の使用、危険物品の持込みが禁止されているので、これらの行為を行おうとするときは申請し、承認を受けなければならない。

- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の舞台又は客席
- ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場及び展示部分
- ・ 地下街の売場
- ・ その他火災が発生した場合に人命に危険が生ずるおそれのある場所

(6) 消防用設備等点検結果報告

消防用設備等の法定点検結果を、特定用途の防火対象物は1年に1回、非特定用途の防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが、法第17条の3の3により義務付けられている。

なお、事業所（テナント）の場合も、自己事業所の責任で点検を実施しなければならない消防用設備について報告する必要がある。

▲(7) 防火対象物点検報告

特定用途の防火対象物のうち、建物全体の収容人員が300人以上のもの及び地階又は3階以上の階に特定用途があり、かつ、階段が屋内1系統のみの防火対象物は、防火対象物点検資格者に点検をさせ、その点検結果を1年に1回、消防機関に報告することが、法第8条の2の2により義務付けられている。

※▲(8) 防災管理点検報告

防災管理対象物の管理権原者は、防災管理点検資格者に点検をさせ、その点検結果を1年に1回、消防機関に報告することが義務付けられている。

防火対象物工事等計画届出	建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに届け出る。	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
防火対象物一時使用届出	事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
観覧場又は展示場における催物の開催届出	観覧場又は展示場において、おおむね 1,000 人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに届け出る。	興行の主催者
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定める時期に届出・連絡等を行う。	

(9) 防火対象物工事等計画届出

指定防火対象物等（消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない防火対象物など、条例第 56 条第 1 項に定める条件に該当する防火対象物又はその部分）において、建基法の規定に基づく確認の申請や計画の通知を必要としない防火対象物の建築、修繕、模様替え、間取り又は天井高さの変更、用途変更に係る工事等や客席又は避難通路（劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の階又は百貨店等の階若しくは地下街の物品販売業を営む店舗の部分に限る。）の変更を行う場合には、工事に着手する日の 7 日前までに届け出ることが、条例第 56 条により義務付けられている。

(10) 防火対象物使用開始届出

使用を開始する日の 7 日前までに届け出て検査を受けることが、条例第 56 条の 2 により義務付けられている。

(11) 防火対象物一時使用届出

一時的な使用であっても、事務室や倉庫等を不特定の者が出入する店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の 7 日前までに届け出て検査を受けることが、条例第 56 条の 3 により義務付けられている。

(12) 観覧場又は展示場における催物の開催届出

観覧場又は展示場において、おおむね 1,000 人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う際は、催しを行う日の 3 日前までに届け出ることが、条例第 59 条の 3 に義務付けられている。

- ▲(13) 条例第 55 条の 3 の 2 第 1 項で定める一定規模以上の防火対象物は、防火管理者等の補助を行わせる防火管理技能者を定めたとき、又は解任したときは、同条第 3 項により遅滞なく届け出ることが義務付けられている。

- ▲(14) 防火管理技能者は、防火管理業務計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく届け出ることが条例第 55 条の 3 の 3 第 1 項により義務付けられている。

なお、前(13)及び(14)は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておくものとする。

- (15) その他届出する必要があるものとして、工事中の消防計画（第 4、2、(2)参照）、消防用設備等の設置（法第 17 条の 3 の 2）、火を使用する設備の設置（条例第 57 条）、少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱所の設置（条例第 58 条）、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（条例第 60 条）がある。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、防火・防災管理業務上の必要な書類を編てつして「防火管理維持台帳」を作成し、整備し、保管する。(電子データでの保管も可能)
- (2) 管理権原者が変更となる場合は、防火対象物の状況がわかるように、必要な書類を確実に引き継ぐことを定めることが求められる。
- ▲(3) 防火対象物点検報告義務対象物 (※防災管理点検報告義務対象物) にあっては、当該台帳の作成、保管等は省令第4条の2の4 (※省令第51条の12) により義務付けられている。

防火管理維持台帳に編てつしておくもの (例)

- 1 甲種防火管理再講習(防災管理再講習)の修了証の写し
- 2 防火管理者(防災管理者)選解任届、統括防火管理者(統括防災管理者)選解任届、消防計画届出、全体についての消防計画作成(変更)届出に係る書類の写し
- 3 防火対象物点検結果報告書(防災管理点検結果報告書)の写し
- 4 防火対象物点検報告(防災管理定期点検報告)特例認定申請書の写し
- 5 防火対象物点検報告(防災管理定期点検報告)特例認定に係る認定決定通知又は不認定通知書
- 6 自衛消防組織設置(変更)届出書の写し
- 7 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届の写し
- 8 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査済証(検査結果通知書)
- 9 消防用設備等(特殊消防用設備等)定期点検結果報告書の写し
- 10 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類
 - ・ 火災予防上の自主点検の状況
 - ・ 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び整備の状況
 - ・ 避難施設の管理状況
 - ・ 防火上の構造の維持管理状況
 - ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - ・ 防火上必要な教育の状況
 - ・ 消火、通報及び避難の訓練の状況 (条例第55条の4に定める自衛消防訓練実施結果記録書)
 - ・ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者、又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督状況
 - ・ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況(強化地域に所在する防火対象物に限る。)

避難施設の維持管理の状況、定員の遵守その他収容人員の適正化の状況、防災管理上必要な教育の状況、避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況、建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況、地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況、地震発生時における家具等の転倒、落下及び移動の防止のための措置の実施状況
- 11 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- 12 その他防火・防災管理上必要な書類
 - ・ 避難経路図
 - ・ 防火・防災管理業務の一部委託に関する書類
 - ・ 禁止行為の解除承認申請書
 - ・ 防火対象物使用開始届出書
 - ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)の届出書の写し
 - ・ 工事中の消防計画届出書
 - ・ 火を使用する設備等の設置(変更)届出書
 - ・ 燃料電池発電設備設置(変更)届出書
 - ・ 基準の特例等適用申請書
 - ・ 少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書
 - ・ 共同住宅等の消防用設備等特例等適用申請書 ・ 立入検査結果通知書

1 事業所自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊を、別表 7 A のとおり編成し、任務を分担する。

事業所自衛消防隊長は、防火管理者 がその任務にあたる。

事業所自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。

- (2) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示する等して、各自衛消防隊員に周知させる。

- ★(3) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

- (1) 事業所自衛消防隊の活動範囲は、原則として事業所が占有している範囲内とする。

- ★(2) 事業所自衛消防隊は、前(1)の範囲内で活動するほか、全体についての消防計画に範囲外の活動について定めがあるときは、その定めるところにより活動する。

- (3) 防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合は、防火対象物自衛消防隊長の指揮の下に活動する。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、事業所自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- (2) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

ポイント

自衛消防隊を編成し、災害発生時の行動要領等の対策を立て、万一の場合に適切な措置がとれるようにしておく必要がある。

1 事業所自衛消防隊の編成

- (1) 別表7Aを活用して作成した編成表等を添付する。別編成にあっても別表7Aを参考にして作成したものを添付する。
- (2) 事業所自衛消防隊長は、当該防火対象物に勤務する防火管理者、又は当該防火対象物に勤務する当該事業所における管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を記入する。
- (3) 事業所の営業時間又は就業時間中等において、事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該事業所に勤務する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。その場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
- (4) 火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに活動を行うことができるように、事業所自衛消防隊の編成表や別添え「消防計画概要」を見やすいところ掲示するなどして、日頃から各自衛消防隊員に周知しておく。

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

事業所自衛消防隊の活動範囲は、自己の管理範囲内が原則であるが、防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合など、自己の管理範囲外でも活動する場合がある。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- (2) 事業所自衛消防隊長は、管理権原者の指示を受け、事業所自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括し、消防隊への情報提供を行う等、消防隊と連携を図らなければならない。
- (3) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、事業所自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。この権限に基づき、事業所自衛消防隊長の代行者は、事業所自衛消防隊長が不在となる場合、あらかじめ定められた代行の優先順位に従って任務を代行する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡（情報）班は、直ちに 119 番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
- ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲（他階、他事業所を含む。）に知らせる。
なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。
- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- ⑤ その他 _____

(2) 初期消火

- ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓など適切な消防用設備等を用いて消火活動を行う。
- ③ その他 _____

(3) 避難誘導

- ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。）
- ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、事業所自衛消防隊長に報告する。
- ⑤ その他 エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他 空調設備の運転は中止する。

(5) 応急救護

- ① 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、（▲防火対象物本部隊の応急救護班及び）救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
- ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- ④ その他 原則として、屋外駐車場に救護所を設置する。

5 営業時間外等の自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を実施する。
- (2) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲ 6 その他

火災が発生したときは、全体についての消防計画に基づき、他の事業所の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。

4 火災発生時の自衛消防活動

(1) 通報・連絡

ア 消防機関に通報する義務は、法第 24 条により、火災を発見した勤務者や付近にいる者等に義務付けられている。

イ 通報、連絡は迅速、かつ、状況に応じた内容を消防機関とともに指定場所（防災センター等）に通報するようにし、その後の消火、避難活動等が早く行われるようにする。

ウ 自動火災報知設備の発信機の押下、放送設備の活用等により自己事業所内だけでなく、建物内の他の事業所へ、火災の発生等について早く知らせる必要がある。

(2) 初期消火

ア 初期消火は、初期消火班だけでなく火災の直近にいる者も身近に設置してある消火器具（消火器、消火バケツ等）や屋内消火栓などにより消火活動を行う。

イ 消火の際は、身の安全を図り、自己の退路を確保しておく必要がある。

(3) 避難誘導

ア 客などの多くは、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されやすいため、事業所の自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっている。

イ 避難誘導責任者は、火災の状況に応じ、トイレや店内に客等が残っていないか確認し、事業所自衛消防隊長に報告する必要がある。

▲ウ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合は、一時避難エリア及び避難誘導用エレベーターを活用した歩行困難者等の救出要領について定める。（資料編・資料 12 参照）

エ 例示及び次の内容を参考にして、避難誘導上必要な事項をその他欄に追加する。

・屋外階段からの避難を原則とする。

(4) 安全防護

火災のときは、防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の運転、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があるので、例示を参考にして必要に応じてその他欄に追加する。

(5) 応急救護

ア 救護所は、その火災の状況に応じた臨機応変な位置とし、必ずしも場所を定めておく必要はないが、設置する場所をあらかじめ指定する場合は、例示及び次の内容を参考にしてその他欄に追加する。

・救護所は、当ホテル（又は病院、幼稚園等）前の公園とする。

▲イ 高層建築物等における歩行困難者の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合は、次の内容をその他欄に追加する。

・避難誘導用エレベーターの操作専従員に指定された場合は、避難誘導用エレベーターにより現場へ急行し、歩行困難者等を救出するものとする。

5 営業時間外等における自衛消防活動体制

(1) 休日、夜間などの、営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めるもので、初動措置の万全を期そうとするものである。

★(2) 当該事項は防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であるため、原則として全体についての消防計画に定めておくとい。

▲6 その他

その他必要な事項について、例示を参考にして記入する。

第7B 自衛消防隊等 防火対象物自衛消防隊を編成する場合（建物所有者の場合等）

1 防火対象物自衛消防隊の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表7Bのとおり編成する。

防火対象物自衛消防隊長は、防火管理者がその任務にあたる。

防火対象物自衛消防隊長には、その任務を代行する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。

↓ 自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(2) 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。

- ① 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。
- ② 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。
- ③ 地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。
- ④ 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。
- ⑤ 自衛消防活動中核要員の装備及び管理は、次による。

装 備	個人用装備	隊用装備
	- 防火衣……………<u>〇</u>着 - ヘルメット……………<u>〇</u>個 - 警笛……………<u>〇</u>個 - 携帯用照明器具……………<u>〇</u>器 - 携帯用無線機……………<u>〇</u>機	- 消火器……………<u>〇</u>本 - とび口……………<u>〇</u>本 - ロープ……………<u>〇</u>本 - 携帯用拡声器……………<u>〇</u>器 - 救出用具（バール、ジャッキ等）…<u>〇</u>個 - 担架……………<u>〇</u>基 - 応急手当用具（包帯、三角巾等）…<u>〇</u>セット
管 理	自衛消防活動中核要員等の装備品は、 <u>防災センター</u> に保管し、防火対象物自衛消防隊長が、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。	

(3) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他 _____

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

ポイント

自衛消防隊を編成し、災害発生時の行動要領等の対策を立て、万一の場合に適切な措置がとれるようにしておく必要がある。

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 別表7Bを活用して作成した編成表等を添付する。別編成にあっても別表7Bを参考にして作成したものを添付する。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長は、当該防火対象物に勤務する防火管理者又は当該防火対象物に勤務する当該事業所における管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を記入する。
- (3) 防火対象物の営業時間、就業時間中等において、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。その場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
- ▲(4) 自衛消防活動中核要員が必要な場合は次のように定めておく。
 - ア 防火対象物本部隊に自衛消防活動中核要員（自衛消防技術認定証を有する者）を置く。防災センター要員は主として本部中核要員（本部隊）に編成する。

なお、自衛消防活動中核要員が必要な場合で防災センターがあるものは、当該防災センター要員は自衛消防活動中核要員となることが、条例第55条の5に定められている。
 - イ 自衛消防活動中核要員を適正に配置し、別表第7B－①及び②に明記する。

なお、配置については、条則第11条の5に定められている。
 - ウ 防火対象物本部隊の活動を有効、かつ、容易にするための必要な装備を本部に備えるとともに、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理しなければならないことが条則第11条の6に定められている。
- (5) 火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに活動を行うことができるように、防火対象物自衛消防隊の編成表や別添え「消防計画概要」を見やすいところに掲示するなどして、日頃から各自衛消防隊員に周知しておく。
- ▲(6) 統括防火管理義務のない防火対象物において管理について権原が分かれている場合は、防火対象物自衛消防隊に関する事項を防火対象物内の全ての管理権原者により協議する。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、自己の管理範囲内が原則であるが、隣接事業所と応援協定を締結する場合は、次の内容を参考にしてその他欄に追加する。

・ 近接する建物等に対する応援出場は、協定を結んだ建物等との応援協定の範囲内とする。

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、当該防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡（情報）班は、直ちに 119 番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
- ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲（他階、他事業所を含む。）に知らせる。
なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。
- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- ⑤ その他

▲自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

火災の状況により、自動的な合成音声鳴動中でも、必要により手動に切り替えて建物内の在館者へ必要な事項を放送する。

▲自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合

防災センター要員等は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、消防機関からの着信信号を確認する。

(2) 初期消火

- ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。
- ③ その他

(3) 避難誘導

- ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。）
- ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- ⑤ その他

エレベーターによる避難は原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他

空調設備と常用エレベーターの運転は中止する。

(5) 応急救護

↓事業所自衛消防隊（テナント等）がある場合

- ① 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、（▲事業所本部隊の応急救護班及び）救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
- ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- ④ その他

原則として、屋外駐車場に救護所を設置する。

4 火災発生時の自衛消防活動

(1) 通報・連絡

ア 消防機関に通報する義務は、法第 24 条により、火災を発見した勤務者や付近にいる者等に義務付けられている。

イ 通報・連絡は迅速、かつ、状況に応じた内容を消防機関とともに指定場所（防災センター等）に通報するようにし、その後の消火、避難活動等が早く行われるようにする。

ウ 自動火災報知設備の発信機の押下、放送設備の活用等により自己事業所内だけでなく、建物内の他の事業所へ早く知らせる必要がある。

▲エ 自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合等、建物に設置されている設備により通報形態等が異なる場合に、例示を参考にしてその他欄に追加する。

(2) 初期消火

ア 初期消火は、初期消火班だけでなく火災の直近にいる者も身近に設置してある消火器具（消火器、消火バケツ等）や屋内消火栓などにより消火活動を行う。

イ 消火の際は、身の安全を図り、自己の退路を確保しておく必要がある。

(3) 避難誘導

ア 客などの多くは、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されやすいため、事業所の自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっている。

イ 避難誘導責任者は、火災の状況に応じ、トイレや店内に客等などが残っていないか確認し、事業所自衛消防隊長に報告する必要がある。

ウ 例示及び次の内容を参考にして、避難誘導上必要な事項をその他欄に追加する。

・屋外階段からの避難を原則とする。

▲エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合の歩行困難者等に係る避難誘導は、一時避難エリアまでの水平避難と一時避難エリアから避難階までの垂直避難の 2 段階で実施するものとし、水平避難の完了を第一目標に活動に当たることをその他欄に追加する。

(4) 安全防護

火災のときは、防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の運転、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があるので、必要に応じてその他欄に追加する。

(5) 応急救護

ア 救護所は、その火災の状況に応じた臨機応変な位置とし、必ずしも場所を定めておく必要はないが、設置する場所をあらかじめ指定する場合は、例示又は次の内容を参考にしてその他欄に追加する。

・救護所は、当ホテル（又は病院、幼稚園等）前の公園とする。

▲イ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合は、次の内容を参考にしてその他欄に追加する。

・避難誘導用エレベーターの操作責任者に指定された者は、避難誘導用エレベーターにより現場に急行し、歩行困難者等を救出する。

↓ 営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合

▲ 5 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

① 営業時間外等の巡回等

守衛等は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

② 営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等における自衛消防活動は、次の初動措置を行う。

通報連絡	火災が発生したとき、発見者は直ちに 119 番通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表等により関係者に速やかに連絡する。
初期消火・安全防護	消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。
避難誘導	工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備や拡声器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。
消防隊への情報提供等	消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
その他	

(2) 営業時間外等に無人となる場合

営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとする。

また、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲① 事業所火災直接通報（承認番号_____）

▲② 代理通報 （通報事業者名_____）

③ その他

隣接の社宅・寮の従業員から通報

▲ 6 その他

火災が発生したときは、全体についての消防計画に基づき、事業所自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。

▲ 5 営業時間外等の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

ア 防火対象物の休日、夜間などの営業又は就業をしていない時間帯の巡回等を明記する。

イ 営業時間外等においては、従業員、職員等在館している者全員で初動措置を行うものとする。

なお、休日出勤者や夜間の残業者など少ない人数でも効果的な初動措置ができるように日頃から教育、訓練しておく必要がある。

ウ その他必要な事項を記入する。

(2) 営業時間外等に無人となる場合

ア 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに駆け付けるものとする。

イ 事業所火災直接通報の承認を受けている場合は承認番号等を記入する。

ウ 代理通報を行っている場合は通報を委託している通報事業者名を記入する。

エ 警備会社等に遠隔移報している場合又はそれ以外のものについて、例示を参考にしてその他欄に追加する。

▲ 6 その他

その他必要な事項について、例示を参考にして記入する。

第 8 訓練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
総 合 訓 練	おおむね 〇 月 〇 月	
部 分 訓 練	おおむね 〇 月 〇 月	
その他の訓練	おおむね 〇 月 〇 月	

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

(3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は 自衛消防隊長 とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

時 期	内 容
訓練実施前	① 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。 ② 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。
訓練実施時	① 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 ② 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練終了後	訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後訓練の実施結果について検討するとともに、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

第 8 訓練

ポイント

訓練は、火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間に、各事業所が消火設備、避難設備等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置をとれるようにするものである。

1 訓練の実施時期等

- (1) 実施時期欄には各訓練を実施する月を、備考欄には各訓練について補足する事項があれば記入する。

なお、特定用途の防火対象物では、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年 2 回以上実施することが省令第 3 条で義務付けられている。

※(2) 防災管理義務対象物では、年 1 回以上の避難訓練を実施することが義務付けられている。

- (3) 各訓練の実施要領については、資料編を参照する。

2 訓練時の安全対策

- (1) 訓練指導者は、自衛消防隊長、自衛消防副隊長又は地区隊長など実際に自衛消防隊員を指揮、統括できる者を指定し、訓練時の安全対策を図る必要がある。
- (2) 訓練実施前には、事前に使用資器材等の点検を行い、訓練に支障がないようにする。
- (3) 訓練指導者は、訓練の内容ばかりでなく、訓練に参加する者の体調も把握し、効果的な訓練が行えるようにする。
- (4) 訓練実施中において、使用資器材等に異常が認められた時は、すぐに訓練を中止するなど安全管理の徹底を図る必要がある。
- (5) 訓練指導者以外にも、安全を管理する者や補助者を指定し、万全な体制で訓練を実施する必要がある。
- (6) 訓練終了後資器材を収納する場合は、自衛消防隊員等の気が緩みがちになることがないように、訓練指導者が指示命令する。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火・防災管理者は、消防計画による自衛消防訓練を実施したときは、条例第 55 条の 4 に基づき「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、その内容をチェックし検討して、次回の訓練に反映できるようにする必要がある。
- (2) 自衛消防訓練実施結果記録書は、同条により、訓練を行った日から 3 年間、保存しなければならない。

第9 震災対策

1 震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

対 策	内 容
任務分担	別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」の担当区域に準じて、区域ごとに点検・検査の任務を行う。
点検・検査	第3、2に定める火災予防のための自主的な点検・検査と同時に 行い、その結果、不備を確認した場合には、即時改修する等対策 を図る。
日常点検（毎日）	別表4-1「自主検査チェック表（火気関係）」、別表4-2 「自主検査チェック表（閉鎖障害等）」により行う。 ① 火災発生のおそれのある箇所（火気関係）と防火戸等の閉鎖 障害及び消防用設備等の操作障害（閉鎖障害等）を確認する。 ② 火気設備・器具の周囲に、転倒・落下のおそれのある物品や 可燃物を置いていないことを確認する。
定期点検 （年に2回以上）	別表5「自主検査チェック表（定期）」、別表6「自主点検チ ェック表（消防用設備等）」により行う。 ① 安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備を点検し、安 全な状態を確保する。 ② 建築物とこれに付随する工作物（看板等）を点検し、倒壊、 転倒、落下防止措置を行う。 ③ 消防用設備等の点検を行う。
随時点検 （随時）	別表8「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェッ ク表」により行う。 事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機 等の家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止の措置を行う。 ▲危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検及び転倒、 落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。
消火器等の準備と適 正管理	法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
資器材・非常用物品 の準備と点検整備	地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品 を確保し、定期的に点検整備を行う。

第9 震災対策について

ポイント

地震その他の災害等による被害を最小限に食い止めるために、災害等に備えた予防対策や災害等が発生したときの活動対策を具体的に定めておく必要がある。

1 震災に備えての事前計画

(1) 任務分担

事業所の規模により点検整備は、点検箇所、点検項目が多く、一人で全てを行うことは困難である。そのため、職場で働く人の中から別表3で定める日常の火災予防の任務分担に応じて組織的に点検を行う。

(2) 点検・検査

ア 火気設備・器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況などを点検し、不備事項を改善しておく。具体的には、自動消火設備が正常に機能するか、燃料容器が転倒防止措置されているかを確認する。

イ 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除く必要がある。

ウ 別表8に従い、家具・じゅう器等を固定する。

エ 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。

(3) 消火器等の準備と適正管理

地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているか確認しておく。

(4) 資器材・非常用物品の準備と点検整備

消防隊が到着する前に初期消火や救助・救護を効果的に行うため、必要な資器材を準備しておく。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業用資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

危険実態の把握	東京都が作成、公表する「地震の被害予測」や、区市町村が作成する「ハザードマップ」等を定期的に確認する。										
安全避難の確保と点検	① 在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。 ② 避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。										
周辺地域との連携	周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。										
↓応援協定が締結されている場合 ▲応援協定に基づく訓練	応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。 <u>応援協定等の名称：〇〇株式会社相互応援協定（令和〇年〇月〇日）</u>										
従業員への教育・訓練	「第5 防火・防災教育」、「第8 訓練」の実施にあわせ、従業員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。										
警戒宣言が発せられた場合※等の措置 ※当面の間、「警戒宣言が発せられた」を、「南海トラフ沿いの大地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替える	① 警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。 ② 自衛消防隊は、警戒宣言が発せられた場合は、別表 7 に定める任務を行う。 ③ 火気使用を禁止し、施設・設備の点検を行う。										
従業員との連絡手段の確保	通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。										
従業員の安否確認	震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおりとする。 <table><tr><th>確認者（班）</th><th>優先順位</th><th>確認手段</th></tr><tr><td rowspan="3">防火管理者</td><td>第 1</td><td>携帯電話用災害用伝言板</td></tr><tr><td>第 2</td><td>ソーシャルネットワークサービス（SNS）</td></tr><tr><td>第 3</td><td>災害用伝言ダイヤル</td></tr></table>	確認者（班）	優先順位	確認手段	防火管理者	第 1	携帯電話用災害用伝言板	第 2	ソーシャルネットワークサービス（SNS）	第 3	災害用伝言ダイヤル
確認者（班）	優先順位	確認手段									
防火管理者	第 1	携帯電話用災害用伝言板									
	第 2	ソーシャルネットワークサービス（SNS）									
	第 3	災害用伝言ダイヤル									
家族との安否確認手段の確保	従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・SNS・災害用伝言ダイヤル（171）等）を確保し優先順位を決めておく。										

(5) 危険実態の把握

ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 東京都防災ページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
首都直下地震による東京の被害想定を掲載
- ・ 東京都都市整備局 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>
あなたのまちの地域危険度等を掲載
- ・ 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>
東京消防庁電子図書館に地域別出火危険度等を掲載
- ・ その他、区市町村によっては、避難場所等を掲載した防災マップを作成、配布している。

(6) 安全避難の確保と点検

ア 火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、平素から避難場所を確認し、避難方法等を定めておく。

イ 区部の避難場所等は、東京都震災対策条例に基づき、東京都が指定している。

なお、多摩地域では、市町村が各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

(7) 周辺地域との連携・▲応援協定に基づく訓練

ア 自らの事業所の自衛消防隊が隣接事業所や防災市民組織、住民等と連携し、消火作業や救出、救護活動を行い、被害を最小限に抑える。

イ 事前に協定を取り決めておき、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。

ウ 応援協定等を締結している場合は名称、締結日を記入する。

(8) 従業員への教育・訓練

ア 新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会を捉えて訓練を定期的実施する。

イ 訓練は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにする。

(9) 警戒宣言が発せられた場合等の措置

ア 気象庁が「東海地震に関連する情報」を発表するとしていたが、平成29年11月1日から大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月法律第73号)の改正等の新たな体制が決まるまでの間は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなったため、それまでの間は「警戒宣言が発表された」を「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替えて対応する。

イ 就寝施設等で休日、夜間の自衛消防隊を別編成している場合は、別表7A又は別表7Bに準じて、休日、夜間に警戒宣言が発せられた場合の任務を定めておくことが必要である。

ウ 発表された地震に関する情報に関して、在館者へ伝達する等の対応が必要である。

＜参考＞放送文の例については、資料編・資料5参照

(10) 従業員との連絡手段の確保・従業員の安否確認・家族との安否確認手段の確保

ア 管理権原者は、震災時における従業員及びその他防火管理業務に従事する者との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員及びその他防火管理業務に従事する者へ周知する必要がある。

イ 震災時には、大幅に通話規制が行われるため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなることから、従業員、家族等との安否確認については、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル(171)、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等の複数の確認手段をあらかじめ定めておく。

従業員等の一斉帰宅の抑制	① 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。 ② 従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。 施設内待機場所： <u>○階大会議室、1階エントランス</u> ③ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他必要な物資（備蓄品）を備蓄する。 なお、エレベーターの停止に備え、備蓄品の保管場所は分散させる。 また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 （備蓄場所と備蓄品・・・別表9のとおり） ④ 従業員、在館者等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。 <table border="1" data-bbox="544 824 1353 1093"> <thead> <tr> <th>対象等</th><th>具体的な準備品等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者・障がい者</td><td>車いす、ベッド、毛布、筆談用品</td></tr> <tr> <td>妊婦・乳幼児</td><td>個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン</td></tr> <tr> <td>外国人</td><td>外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内</td></tr> </tbody> </table> ⑤ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。 （時差退社計画表・・・別表10のとおり）	対象等	具体的な準備品等	高齢者・障がい者	車いす、ベッド、毛布、筆談用品	妊婦・乳幼児	個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン	外国人	外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内
対象等	具体的な準備品等								
高齢者・障がい者	車いす、ベッド、毛布、筆談用品								
妊婦・乳幼児	個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン								
外国人	外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内								
帰宅困難者対策	鉄道等交通機関の運行の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に適宜伝達する。								
PDCAサイクルの実施	訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（PDCA（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。								

(11) 従業員等の一斉帰宅の抑制

ア 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。

イ 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に置くようにする。

ウ 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない。）。

対 策		ポイント	
施設内待機場所の指定		○ 施設内に従業員等がとどまれるように耐震診断・耐震改修を行う。 ○ 天井落下や設備の損壊などを考慮し、努めて複数箇所を指定する。 ○ 定員は、床面積約3.3㎡当たり2人を目安とする。	
備蓄品の確保		○ 発災後3日間は、救助・救出活動が優先されることから、おおむね3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、毛布等を備蓄する。 ○ 共助の観点から、努めて従業員等以外の帰宅困難者用に従業員分の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 ○ エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。	
要配慮者	高齢者	長距離の移動及び階段による移動を介助するための備品を準備する。	医薬品、防寒用物品、熱中症対策物品等を準備する。
	障がい者		医薬品、筆談用品等の情報提供用物品等を準備する。
	妊婦		ベッドやマット等を準備する。緊急出産時の対応を検討しておく。
	乳幼児	ミルク、乳幼児用の食品、紙おむつ、清拭用のウェットティッシュ、個室確保用の間仕切壁を準備する。	
	外国人	被害の状況、最寄りの避難場所、大使館の位置情報等を提供できるように、あらかじめ外国語による案内、ユニバーサルデザイン等を作成しておく。	
	小中学生	保護者との安否確認を補助等する担当者を定めておく。	
時差退社計画	第1優先	○ 家庭内事情がある者 ○ 勤務地直近（おおむね10km以内）の居住者（徒歩帰宅が可能な者）	
	第2優先	○ 勤務地からおおむね20km圏内居住者（帰宅経路の安全性が確認できた者）	
	第3優先	○ 勤務地からおおむね20km以上離れた場所の居住者（帰宅経路の安全性が確認できた者）	

(12) 帰宅困難者対策

ア 地震発生直後は、帰宅困難者による混乱を防止するため、公共交通機関の運行状況や災害の情報を積極的に収集し、館内放送や拡声器等を用いて、従業員等に伝達する。

イ 駅周辺の事業所においては、駅前滞留者協議会等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導するなど利用者保護を図る。

(13) PDCAサイクルの実施

定期的な訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的なものとなるよう見直しを図る。

2 震災時の活動計画

管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

項 目	内 容
震災時の任務分担	① 火災時の自衛消防隊編成（第7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」又は第7B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」で組織した隊）による活動を原則とする。 ② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
緊急地震速報の活用	① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周知しておき、有効に活用する。 ② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。
出火防止対策	① 火気設備・器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。 ② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
危険物等に対する緊急措置	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。初期消火班は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
被害状況の確認	① 別表11「施設の安全点検のためのチェックリスト」により施設内の被害状況を確認する。 ② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。 ③ 停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員へ提供する。 情報収集手段・・・<u>ラジオ、スマートフォン、携帯型端末機器</u> 情報提供方法・・・<u>掲示板（紙）、拡声器のアナウンス、ラジオ放送の拡声</u> 非常用電源・・・<u>自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話電池</u>
施設内待機の判断	管理権原者は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、 <u>館内放送及び拡声器</u> を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。
必要な情報の把握と指示	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。

2 震災時の活動計画

(1) 震災時の任務分担

大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行う。

震災時の自衛消防活動の体制は、事業所の用途等に応じて、任務の種類や担当者数などを考慮し、編成する必要がある。例えば、多数の客がいる事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要である。

(2) 緊急地震速報の活用

緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものである。

緊急地震速報を受信した場合は、次のような緊急措置を実施する。

- 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れ頭を保護する。
- 慌てて外に飛び出さずに安全スペースを探す。
- 火気使用設備器具等を使用している場合は、揺れがおさまってから消火する。

＜参考＞ 緊急地震速報利活用マニュアルの例については、資料編・資料 11 参照

(3) 出火防止対策

地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次災害を防ぐために素早く火の始末を行う。

(4) 危険物等に対する緊急措置

危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておく。

(5) 初期消火

初期消火班は消火器、屋内消火栓を使用し初期消火活動を行い、被害の拡大を防止する。

(6) 初期救助・救護

大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案が発生することが予想されるが、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから、救出や救護については自己の事業所で行えるように、事前の教育、訓練が必要となる。

(7) 被害状況の確認

ア 各事業所は、別表 11 を活用し、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（防火対象物自衛消防隊長等）に報告する。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を防火対象物で設置する災害対策本部等で集約し、活動に反映させる。

イ 建物全体の管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検する。

ウ 情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡者を定め、情報の整理確認を行う。

(8) 施設内待機の判断及び指示

管理権原者は、前(7)のチェックリストによる確認結果を踏まえ、地震後に施設内に待機することが可能か判断し、施設内待機について従業員等に指示する必要がある。

(9) 必要な情報の把握と指示

自衛消防隊長は、把握した情報を自衛消防隊員に周知し、活動に活用することが必要である。

避難場所等への誘導	施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。 火災・津波等の危険が予想される場合は、次の避難場所・方法に基づき、適切に避難を開始する。 避難場所：〇〇公園（津波：□□ビル） 避難方法：1階ロビーに集合し、点呼後〇通りを通り広域避難場所へ向かう。
周辺地域と連携した活動の実施	管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
従業員の安否確認	安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。
家族等の安否確認	従業員は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。
従業員の帰宅	災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、別表10「震災時における時差退社計画表」に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。
▲その他必要な措置	▲津波対策・・「津波注意報が発表されて場合は、地階にいる者へ避難を促したのち、止水板及び土のうを用いて、浸水防止措置を講じる」旨を従業員に周知しておく。 ▲液状化対策・・液状化による被害想定を確認し、被害が予想される場合は、専門家に調査を依頼する。 ライフラインの長期停止を想定し、非常用品を多めに準備する。

(10) 避難場所等への誘導

ア 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所等へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集することが可能である。

【一時滞在施設とは】

大規模災害の発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会報告書より）

イ 地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所等に速やかに避難する。火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておく。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その広さは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね10ヘクタール以上が必要とされている。

- ・ 避難場所の指定（確認）

東京都不燃化ポータルサイト

<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/evacuation>

(11) 周辺地域と連携した活動の実施

大規模な地震時は、次のような同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがある。そのため、事業所においては、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施する。

- 火災及び死傷事故の多発
- 電話等通信施設のまひによる火災等の発見、通報の遅れ
- 家屋、塀などの倒壊、交通信号のまひによる道路の交通障害
- 道路の亀裂による消火栓等の消防水利の使用障害
- 災害の同時多発による消防部隊の活動上の制約

(12) 従業員の安否確認・家族等の安否確認

ア 管理権原者は、事前に定めた安否確認手段を用いて、迅速かつ効率的に従業員の安否確認を実施するとともに、従業員に対し、家族等の安否確認を行わせる。

イ 複数の拠点を抱える事業所にあつては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにする。

(13) 従業員の帰宅

従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループごとに帰宅させる。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

- 帰宅ルート周辺の災害（火災、浸水、道路の閉鎖等）の収束
- 行政機関からの支援（代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等）の開始
- 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

▲(14) その他必要な措置

東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を活用し、津波、液状化、崖崩れ、堤防の損壊等の危険性を把握し、必要な活動内容を定めておく。

3 施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

項 目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
火気・電気に起因する二次災害の発生防止	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
▲危険物に起因する二次災害の発生防止	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。
被害状況の把握	① 二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結しておく。 ② 倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。
復旧作業等の実施	① 復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。 ② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。 ③ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。

3 施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、代替資源等として次のようなものを確保しておく必要がある。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等
上	下	受水槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等
電	話	無線機、パソコン、専用回線、公衆電話、船舶及び車載無線機等

(2) 火気・電気に起因する二次災害の発生防止・▲危険物に起因する二次災害の発生防止

電気、ガス等の供給再開時に発生する火災を防止するため、使用再開前に設備、器具に不備がないことを確認する。点検項目は、次のとおりとする。

- 火気設備・器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- 火気設備・器具及び電気器具等の使用可否の状況
- 電気配線及びガス配管の破損状況、接続状況

▲○ 危険物の漏えい、危険物貯蔵タンク等の傾斜、破損状況

(3) 被害状況の把握

二次災害の発生を防止するため、建築物や建築物内に設置されている付属設備の被害状況、消防用設備等の損壊状況の点検を確実に行う。危険がある場合は、立入禁止措置を行う。

(4) 復旧作業等の実施

ア 平常時とは異なり、地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が生じていることがあるため、損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要がある。

イ 作業者に対して、安全な作業方法や出火防止等の教育を行う。

ウ 復旧作業により生じる避難経路の変更等、通常と異なる点について、従業員等に周知する。

第 10 その他の災害対策

※●1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	別表 7 A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表 7 B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。
	行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
	行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
	自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

●2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。
	落下危険のある工作物(看板等)の除去、固定措置を図る。
	ハザードマップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の水害に対する危険実態の把握に努める。
	停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。
自衛消防隊の編成と任務	止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。
	別表 7 A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表 7 B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合 ・建物内外の定期巡回 ・屋外に通じる窓、扉の閉鎖
	道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認 ・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

第10 その他の災害対策について

ポイント

大規模テロ、大雨・強風、受傷事故等、火災以外の各種災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

※●1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

【大規模テロ等とは】

- ・ 突発的なテロ
- ・ 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態に係る警報の発令
- ・ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

(1) 事前の備え

在館者の身の安全の確保と確実な避難のため、大規模テロ等に伴う災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

(2) 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

ア 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。

イ 事業所の判断で活動するのではなく、建物内の安全な場所に留まり、行政機関からの指示に従うことが重要である。

●2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

(1) 事前の備え

ア 大雨・強風等に係る災害について、あらかじめ自衛消防対策を定めておく必要があり、事前の対策として、日常の定期点検、正確な情報の収集手段の確保、資器材等の定期点検等が必要である。

イ ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省 川の防災情報のホームページ <https://www.river.go.jp>
- ・ 東京都建設局のホームページ（電子データのダウンロード可能）
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu03.html
- ・ 東京都下水道局のホームページ
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/a3/inundation/index.html>
- ・ 東京都水防災総合情報システムのホームページ
<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>
- ・ 関連区市町村で閲覧
- ・ 流域内の各建設事務所に閲覧
- ・ 東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて閲覧（都内在住・在勤に限り、貸出可能）

(2) 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

ア 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。

イ 大雨・強風の場合は、被害が発生してから活動を開始しては遅すぎることもあるため、いち早く被害を把握できるように、定期的に巡回を行うことが重要である。

ウ 局地的な豪雨の場合、地下室に大量の雨水が侵入する危険があることから、浸水危険のある場合の対応について定めておく必要がある。

● 3 受傷事故等の自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 従業員の救命講習の受講等の促進を図る。 ② 応急救護資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	別表 7 A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表 7 B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	① 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。 状況により病院へ搬送又は救急車の要請(119番通報)を行う。 ② 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。 ③ 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。 ④ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

● 4 その他の自衛消防対策

(1) ガス漏えい事故対策

ガス漏れを確認した場合は、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。

(2) 停電発生時の出火防止対策

停電が発生した場合は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。

第 1 1 その他

↓従業員に周知するために掲示、活用する場合

▲ 1 消防計画概要

防火管理業務の全体を把握するため、別添え 消防計画概要を防災センターや事務室等の見やすい場所に掲示し、従業員への周知に活用する。

● 3 受傷事故等の自衛消防対策

(1) 事前の備え

災害には至らない、受傷者、急病人の発生の場合でも、自衛消防隊の応急救護班が活動することが有効であるため、事前の備えとして救命講習の受講促進や応急救護資器材の定期的な点検について定める。

(2) 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

火災時の自衛消防隊の編成を基本とし、受傷事故発生時の自衛消防隊の編成及び任務について定めるとともにその活動について定める。

● 4 その他の自衛消防対策

(1) ガス漏えい事故防止対策

地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物は、ガス漏えい時の対策を必ず定める。それ以外を対象物でも、通常の火災時の活動と異なるので、別に定めておく。

＜参考＞ガス漏れ事故防止対策については、資料編・資料 6 参照

(2) 停電発生時の出火防止対策

停電発生時に伴う対応として、非常電源の機能確保やエレベーター等の閉じ込め防止等の事前の備え及び停電復旧時に備えた出火防止措置等の対応策を定めておく。

＜参考＞停電発生時の出火防止対策については、資料編・資料 7 参照

第 11 その他

▲ 1 消防計画概要

ポイント

全ての従業員等に消防計画について周知し、火災予防に対する意識向上を図るとともに、火災等が発生した際にすぐに行動ができるように、消防計画の要点をまとめたもの（別添え）を作成し、防災センター等に掲示して、有効に活用するものである。

▲別表 1（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

〇〇年〇〇月〇〇日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☒ 一部有 ☐ 全部		
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等		
氏 名（名 称）	〇〇管理株式会社 代表取締役〇〇〇〇	〇〇警備株式会社 代表取締役〇〇〇〇		
住 所（所 在 地）	千代田区日比谷公園〇丁目〇番地〇〇号	新宿区新宿〇丁目〇番地〇号		
担当事務所（電話番号）	銀座営業所（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	東部地区営業所（03-0000-0000）		
所 在 地	中央区銀座〇丁目〇〇番地〇〇号	港区新橋〇丁目〇番地〇号		
電 話 番 号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
〔教育担当者氏名〕	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		
〔講習等種別・番号〕	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇		
〔教 育 計 画〕	〇月と〇月に実施する。	〇月と〇月に実施する。		
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり		再受託者の防火・防災管理業務の範囲・方法については下記のとおり		
常駐方式	範囲	☒ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）	☒ 同左	
		☒ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	☒ 同左	
		☒ 消防・防災設備等の監視・操作業務	☒ 同左	
		☒ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☒ 同左	
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
	方法	☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 自衛消防訓練指導	☐ 同左	
		☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
		常 駐 場 所	1 階防災センター	地下 1 階監視室
		常 駐 人 員	営業時間内 15 名、時間外 5 名	常時 1 名
		委託する防火対象物の区域	全域	全域
巡回方式	範囲	委託する防火対象物の区域	24 時間体制	8 時 00 分から 18 時 00 分まで
		委 託 する 時 間 帯		
		☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など）	☐ 同左	
		☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	☐ 同左	
		☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	☐ 同左	
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☐ 同左	
	方法	☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 自衛消防訓練指導	☐ 同左	
		☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
		巡 回 回 数		
遠隔移報方式	範囲	巡 回 人 員		
		委 託 する 時 間 帯		
		☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	☐ 同左	
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☐ 同左	
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
	方法	☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
		☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
		現場確認要員の待機場所		
		到 着 所 要 時 間		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 する 時 間 帯		

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表２（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

作 成 す る 内 容		チェック欄
1	名称・所在	○
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲（全部、階数、一部等）	○
	(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）	○
	(3) 契約期間	○
	(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	○
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	○
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火・防災管理者の指揮、命令に従うこと。	○
	(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。	○
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	○
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	○
4	勤務体制等	
	(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）	○
	(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）	○
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	○
	(4) 休日、夜間の体制	○
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	○
	(6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）	○
5	受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制	○
	(1) 教育担当者の配置	○
	(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	○
6	出火防止業務	
	(1) 火気使用箇所の点検等監視業務	
	ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置	○
	イ 火気使用設備器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認	○
	ウ 吸殻処理状況の確認	○
	(2) 周囲の可燃物の管理等	
	ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理）	○
	イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	○
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理	
	(1) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無	○
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	○
	(3) 消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	○
	(4) その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不動作表示を含む。）	○
	(5) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無	○
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	○
	(2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見）	○
	(3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集）	○
	(4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報）	○
	(5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止）	○
	(6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用）	○
	(7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作）	○
	(8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作）	○
	(9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ））	○
	(10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
9	自衛消防訓練の実施	
	(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	
	(2) 自衛消防訓練指導者	
10	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	○
	(2) その他防火管理上必要な事項	○
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	○

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表 3

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 【百貨店等の記載例】

管理権原者 役職・氏名				担 当 者 の 任 務	
防火管理者 役職・氏名				防 火 管 理 者	・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
防火担当責任者		火 元 責 任 者			
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	防火担当責任者	・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。
地下 1 階	保安室長	保安室	〇〇〇〇		
	〇〇〇〇	駐車場、機械室	〇〇〇〇		
1 階	1 階売場主任〇〇	日用品売場	〇〇〇〇	従 業 員 の 注 意 事 項 1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 13 その他 ・色別された避難通路上へのはみ出し陳列（ワゴン、平台、ハンガーなど）は、行わないこと。 ・店内で、喫煙しているお客を発見した場合は、直ちに制止すること。	
2 階 3 階	2 階売場主任〇〇	婦人服売場	〇〇〇〇		
	3 階売場主任〇〇	紳士服売場	〇〇〇〇		
4 階	4 階売場主任〇〇	家具用品売場	〇〇〇〇		
	〇〇〇〇	電気製品売場	〇〇〇〇		
5 階	5 階売場主任〇〇	子供服売場	〇〇〇〇		
	〇〇〇〇	おもちゃ売場	〇〇〇〇		
6 階	総務課長 〇〇〇〇	大食堂	〇〇〇〇		
		従業員休憩所	〇〇〇〇		

別表 3 の従業員の注意事項の「その他」欄には、各用途に応じて次の内容等必要な事項を記入する。

(1) 劇場等

- ア 場内で喫煙している観客を発見した場合は、直ちに制止すること。
- イ 観客には、喫煙場所以外では、喫煙させないこと。
- ウ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- エ 舞台部両そで、奈落、大道具室、小道具室等は、整理整頓すること。
- オ 舞台装置としての臨時配線は、適正かつ慎重に使用し、異常を発見した場合は直ちに防火管理者に報告すること。

(2) キャバレー等

- ア お客が吸ったたばこは、完全に消して、指定の場所に捨てること。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。

(3) 遊技場等

- ア お客の入替えごとに吸殻、ゴミくずの処理を行う。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- エ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(4) 飲食店等

- ア お客が吸ったたばこは、完全に消して、指定の場所に捨てること。
- イ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- ウ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- エ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(5) 百貨店等

- 別表 3 の例示又は次の内容のとおり。
- ア シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まないこと。
- イ 裸火の使用又は危険物品を持ち込むときは、防火管理者の承認を得ること。

(6) ホテル等

- ア チェックインした宿泊客には、必ず避難経路図の貼付位置と非常口の位置を教えること。
- イ チェックアウトした室内の火の元を確認し、宿泊客が吸ったたばこは、完全に消して指定の場所に捨てること。
- ウ シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。
- エ 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- オ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(7) 病院等

- ア 入院患者や入所者等には、喫煙場所以外では、喫煙させないこと。
- イ 手術準備室で使用する煮沸消毒器は、可燃物との接触、からだき、消し忘れに注意すること。
- ウ 施設内で生活訓練、職業訓練に伴う火気設備・器具を使用する場合は、職員による作業中の巡視、作業終了後の火気点検を実施すること。(社会福祉施設等)

(8) 幼稚園等

- ア 厨房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。
- イ 担任以外の先生の指示にも従って行動できるよう教育しておくこと。
- ウ 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。

(9) その他の用途

- シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は、持ち込ませないこと。

別表 4 - 1

自主検査チェック表（火気関係）

○月

検査実施者		火元責任者 ○○ ○○		担当区域		○階○課○室			
日	曜日	検 査 項 目							
		ガス関係	電気関係	裸火関係	喫煙管理	火の元	放火防止		
		ガス器具のホース劣化・損傷	電気器具の配線劣化・損傷	火気設備・器具の設置・使用状況	吸殻の処理	終業時の火気の確認	倉庫等の施錠管理	その他（共用部分の可燃物の有無等）	
1	月	○	○	○	○	○	○	○	
2	火	○	○	○	○	○	○	○	
3	水	○	○	○	○	○	○	○	
4	木	○	○	×	○	○	○	○	
5									
6									
7		※届出するものには○×等のチェックは不要（実施項目は記入）							
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。						防火・防災管理者 確認			
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修									

別表 4－2

自主検査チェック表（閉鎖障害等）

実施責任者		火元責任者○○ ○○		担当範囲		○○階				
実 施 日 時		4 / 1 10 時		4 / 1 16 時		4 / 2 10 時		4 / 2 16 時		
実 施 項 目		確 認 箇 所		チェック状況		チェック状況		チェック状況		
避難障害	避難口	南側出入口	○		○		○		○	
		東側出入口	○		○		○		○	
	廊下 避難通路	北側廊下	○		○		○		○	
		事務所内通路	○		○		○		○	
	階段	A階段	×	段ボール箱	○		×	ショーケース他	×	段ボール箱
		B階段	○		○		○		○	
閉鎖障害	防火戸、 防火シャッター	A階段防火戸	○		○		○		○	
		B階段防火戸	○		○		○		○	
		事務所内 防火シャッター	○		○		○		○	
操作障害等	屋内消火 栓	A階段脇消火栓前	○		○		○		×	段ボール箱
		B階段脇消火栓前	○		○		○		○	
	自火報	受信機電源スイッチ	○		×	断	○		○	
備 考		段ボール箱を除去、防火管理者へ報告		スイッチ復旧、防火管理者へ報告		ショーケース他を除去、防火管理者へ報告		段ボール箱を除去、防火管理者へ報告		
実施責任者				担当範囲						
実 施 日 時										
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況		
避難障害										
		※届出するものには○×等のチェックは不要（実施項目等は記入）								
閉鎖障害										
操作障害等										
備 考										
(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。						防火・防災 管理者確認				
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修										

別表 5

自主検査チェック表（定期）

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	○
防 火 上 の 構 造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	○
	防火区画等	○
	① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。	
	② 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○
	③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○
	④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○
	⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。	○
避 難 施 設 等	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○
	(1) 廊下・避難通路	○
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	○
	③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。	
	(2) 階段	○
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。）	○
	③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	×
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
火 気 設 備 ・ 器 具	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸	○
	① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口	
	② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。	○
	③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。	○
	(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等	○
	① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	○
	② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。	○
	③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。	○
	④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	×
	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	○

	(2)	暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）	○		
		① 自動停止装置は、適正に機能するか。	○		
電気設備・器具	(1)	変電設備	○		
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。	○		
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	○		
	(2)	電気器具	○		
		① タコ足の接続を行っていないか。	○		
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	○		
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。	○		
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。	○		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。	○		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	○		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。	○		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	○		
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。	○		
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。	○		
備考	〇〇設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。		○		
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確認
構造関係 ○○ ○○ 防火・防災関係 ○○ ○○ 避難関係 ○○ ○ 火気設備・器具 ○○ ○○ 電気設備・器具 ○○ ○○ 危険物施設 ○○ ○○		〇〇年〇〇月〇〇日			

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（検査結果の凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 ☒

※届出するものには○×等のチェックは不要

別表 6

自主点検チェック表（消防用設備等）

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (○年○月○日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋 内 消 火 栓 設 備 泡 消 火 設 備 (移動式) (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (○年○月○日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (固定式) (○年○月○日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	○
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	○
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (○年○月○日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	○
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○
避難器具 (○年○月○日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	×
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘導灯 (○年○月○日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	×
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (○年○月○日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	○
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	○
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考	○○設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。	○
検査実施者氏名		防火・防災管理者確認
○○ ○○		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。
実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

※届出するものには○×等のチェック不要

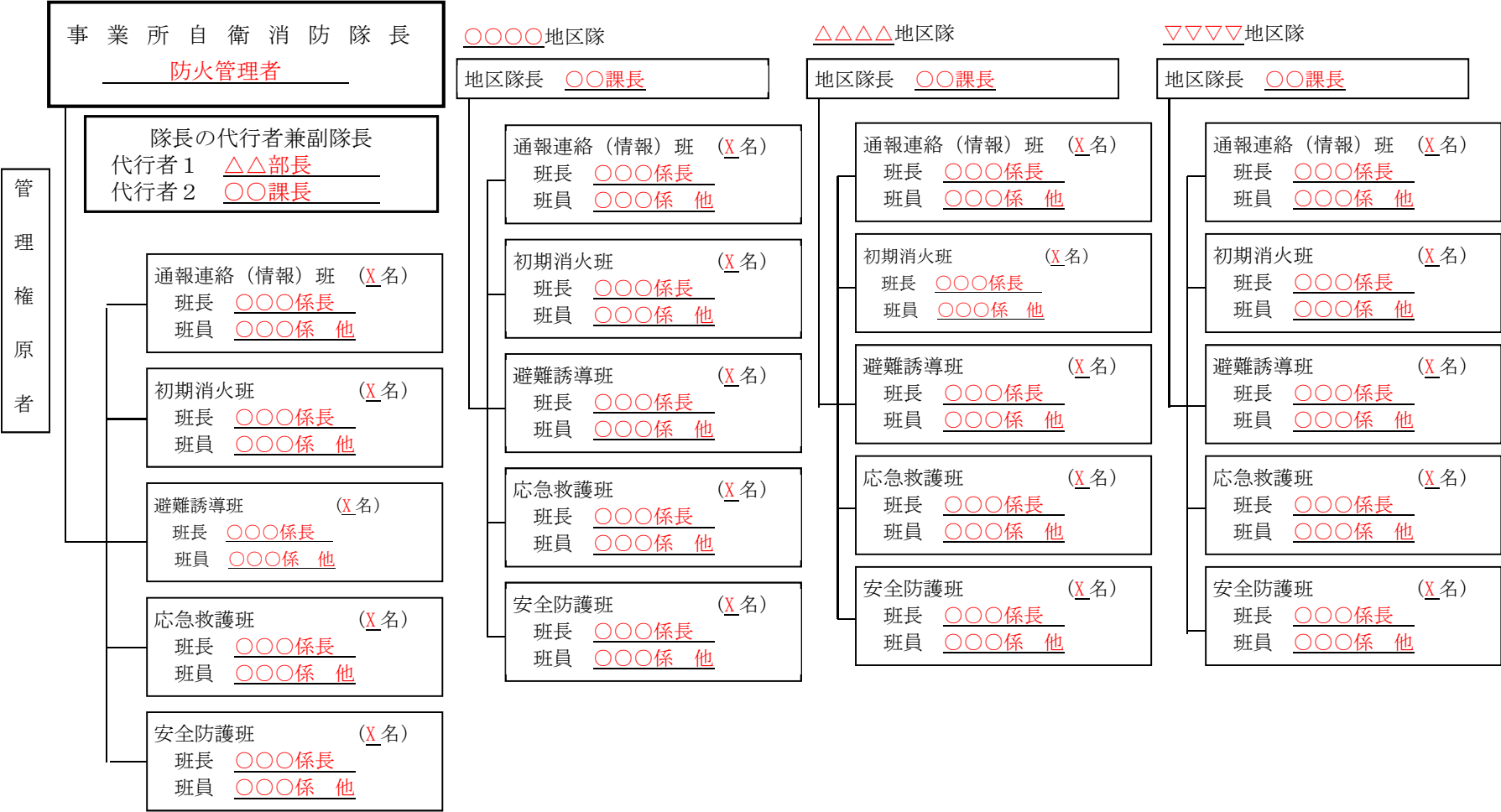
別表 7 A—①

事業所自衛消防隊（防火対象物地区隊）の編成と任務（編成表）の作成例

事業所自衛消防隊編成表 （営業時間帯 ○時○○分～○○時○○分）

<事業所本部隊>

<事業所地区隊>



別表 7 A－②

事業所自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）の作成例

配 置 等		職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者		代表取締役社長 ○○○○		
事 業 所 本 部 隊				
事 業 所 自 衛 消 防 隊 長		○○部長 ○○○○	甲種防火管理講習修了（令和○年○月○日再講習修了）	防火管理者
事 業 所 自 衛 消 防 隊 長 の 代 行 者	（ 第 1 順 位 ）	△△課長 ○○○○	甲種防火管理講習修了（令和○年○月○日再講習修了）	代行可能時間帯 ○○：○○～○○：○○
	（ 第 2 順 位 ）	○○課長 ○○○○	自衛消防技術認定者（資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付）	代行可能時間帯 ○○：○○～○○：○○
自 衛 消 防 技 術 認 定 者		○○課○○係 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	
		○○課○○係 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
○○○○地 区 隊				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者		○○課○○係長 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	
		○○課○○係 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	
△△△△地 区 隊				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者		○○課○○係長 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
		○○課○○係 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	
▽▽▽▽地 区 隊				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者		○○課長 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
		○○課○○係長 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	
		○○課○○係 ○○○○	資格番号 0000000000 令和○年○月○日交付	

↓ 自衛消防活動中核要員が必要な場合	
★▲全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当	
地区中核要員の割当人数	本部中核要員の割当人数
Ⅹ名	Ⅹ名

- ※ 1 本表を新規に作成した場合又は変更した場合は、防火対象物自衛消防隊長に本表の写しを提出すること。
- ※ 2 〔自衛消防技術認定者〕：自衛消防技術認定証の交付を受けている者〔自衛消防業務講習修了者〕：自衛消防業務講習の課程を修了した者
- ※ 3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

別表 7 A—③

事業所自衛消防隊の編成と任務（任務表）

事業所本部隊及び事業所地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	1 出火場所への急行 2 消火器等による初期消火	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導班	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れの救出	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。 救出資器材等の確認を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

1 編成表

- (1) ____の部分は、当該事業所に即した内容とすること。
- (2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- (3) 事業所自衛消防隊長の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。
- (4) 時間帯により構成員の数変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。
また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。
- (5) 従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なることにより、前(4)による対応が困難な場合は、別の編成を作成すること。この場合、「事業所自衛消防隊編成表 1」、「事業所自衛消防隊編成表 2」等の方法により、編成表名を変えること。
また、それぞれの編成を適用する時間帯を時間帯欄に、「適用時間帯」として記入すること。
- (6) 事業所本部隊の各班、事業所地区隊長、事業所地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の氏名等を記入すること。

2 資格管理表

- (1) 管理権原者、事業所自衛消防隊長、当該隊長の代行者の氏名及び保有資格を例示にならって記入すること。
また、特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨と代行者の代行可能時間帯を記入すること。
なお、当該事業所が条例第 50 条の 3 の地下駅舎に該当する場合は、当該地下駅舎に必要な事業所自衛消防隊長の代行者の氏名を全て記入し、事業所自衛消防隊長及び当該隊長の代行者の保有する自衛消防技術認定証の資格番号及び認定証交付日を記入すること。
- (2) 当該防火対象物が法第 8 条の 2 の 5 に該当する場合は、自衛消防業務講習修了者等の氏名、資格番号及び修了証交付年月日を例示にならって記入すること。
- (3) 当該防火対象物が条例第 55 条の 5 に該当する場合は、自衛消防技術認定証保有者等の氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入すること。
また、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区中核要員に指定されたものは、特記事項欄に地区中核要員の旨を記入すること。なお、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の本部中核要員に指定されたものについては、「本部中核要員の割当」に氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入すること。
- (4) 「全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当」には、全体についての消防計画に定める各事業所への自衛消防活動中核要員の割当人数を記入すること。
- (5) 本表を新規に作成した場合は、当該防火対象物の防火対象物自衛消防隊長へその写しを提出すること。
また、本表を変更した場合は、変更の都度本表を修正し、当該防火対象物の防火対象物自衛消防隊長へその変更内容の資料を提出すること。

3 任務表

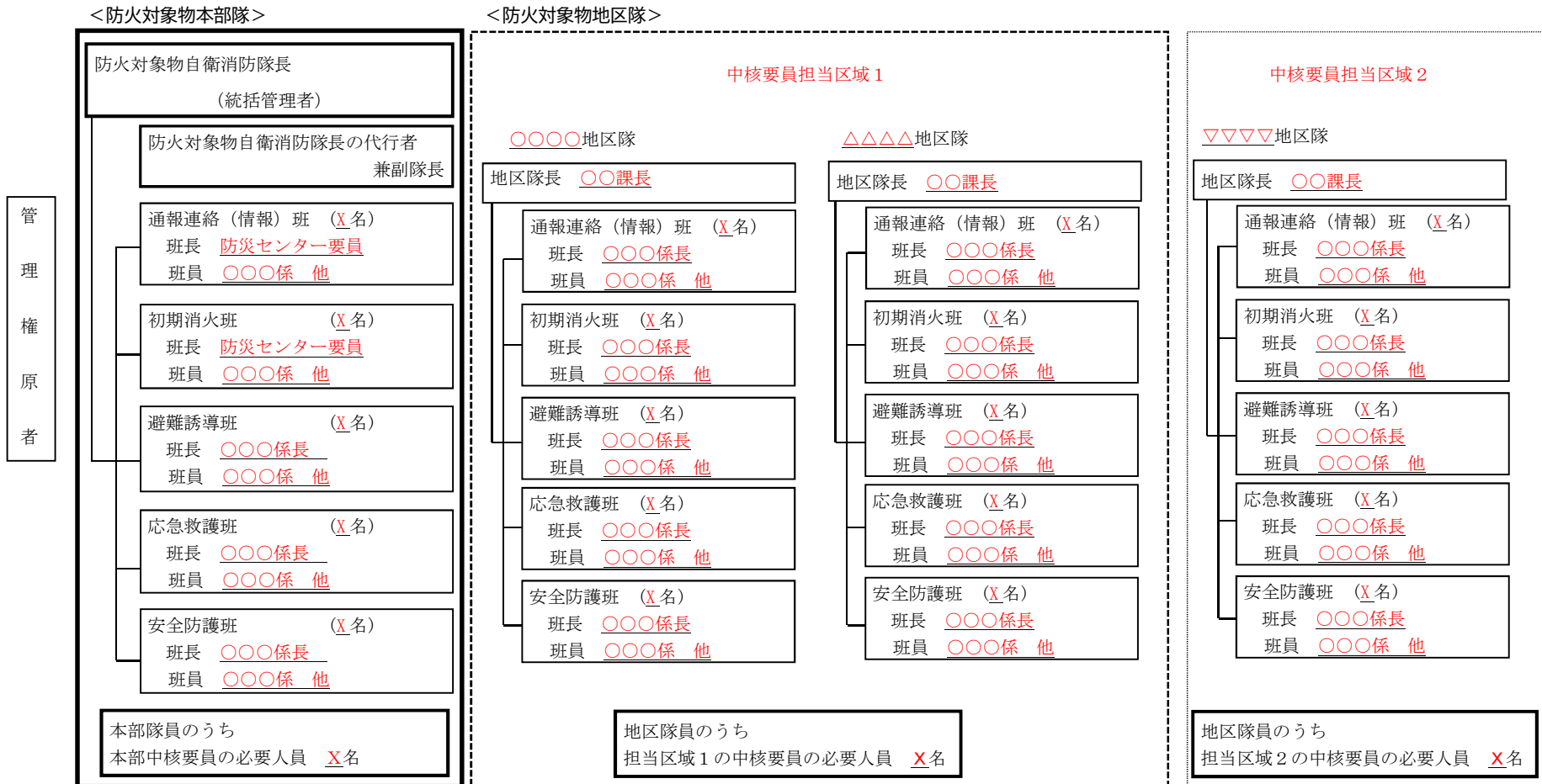
高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用）を運用する場合、災害発生時の任務として、事業所本部隊及び事業所地区隊のいずれかの班に「歩行困難者等の避難誘導及び振分け」の任務を、避難誘導用エレベーターを運用する場合にあつては事業所本部隊のいずれかの班に「避難誘導用エレベーターの操作・運行」の任務を付与し、記入すること。

別表 7 B—①

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）の作成例

防火対象物自衛消防隊編成表 （営業時間帯 〇時〇〇分～〇〇時〇〇分）

防災センター（該・非） / 自衛消防活動中核要員の必要人数（X人）・必要担当区域数（2区域） / 自衛消防組織（該・非） / 防火管理技能者選任（該・非）



- ・ 自衛消防活動中核要員（条則第 11 条の 5）が該当し、担当区域が必要な場合は、本部中核要員及び中核要員担当区域ごとの地区中核要員の必要人数を記入すること。

別表 7 B - ②

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）の作成例

防災センター (該, 非) / 自衛消防活動中核要員の必要人数 (X 人)・必要担当区域数 (2 個) / 自衛消防組織 (該, 非) / 防火管理技能者選任 (該, 非)

隊	役割	班等	氏名	保有資格等					特記事項
				自衛消防技術認定証	自衛消防業務講習	防災センター要員講習	隊長・隊員・警備業務	その他の資格	
	管理権原者		● ● ● ●						
本部隊	防火対象物自衛消防隊長	統括管理者	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			甲種防火管理講習 0000000000	統括防火・防災管理者
	自衛消防隊長の代行者（第1順位）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				防火管理技能者 R〇年〇月〇日	防火管理技能者 代行可能 0:00～0:00
	自衛消防隊長の代行者（第2順位）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日					代行可能 0:00～0:00
	防災センター要員【班長】 （中核要員）	通報連絡	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員 （中核要員）		● ● ● ●		0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 S55 年〇月〇日 隊長講習		
	防災センター要員【班長】 （中核要員）	初期消火	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員 （中核要員）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員【班長】 （中核要員）	避難誘導	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 埼玉				
	防災センター要員 （中核要員）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員【班長】 （中核要員）	応急救護	● ● ● ●		0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 S55 年〇月〇日 警備業務		
	防災センター要員 （中核要員）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員 （中核要員）	安全防護	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
	防災センター要員 （中核要員）		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日	0000000000 R〇年〇月〇日 東京	0000000000 R〇年〇月〇日 東京			
地区隊	担当	初期消火	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				
	中核要員		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日					
	担当	避難誘導	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				
	中核要員		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日					
	担当	応急救護	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				
地区隊	担当	初期消火	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				
	中核要員		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日					
	担当	避難誘導	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				
	中核要員		● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日					
	担当	応急救護	中核要員	● ● ● ●	0000000000 R〇年〇月〇日				

- ・ 自衛消防組織〔法第8条の2の5〕に該当する場合は、統括管理者、班長（通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護）は、自衛消防業務講習修了証等の資格者の資格番号、交付日等を記入すること。
- ・ 自衛消防活動中核要員〔条例第 55 条の5〕の配置が義務となる防火対象物で、防災センターが該当する場合は、防災センター要員は中核要員とするもの。
- ・ 自衛消防活動中核要員となる者は、自衛消防技術認定証の資格番号、交付日を記入すること。
- ・ 条例防災センター要員となる者は、防災センター要員講習修了証及び自衛消防技術認定証の資格番号、交付日を記入すること。
- ・ 本表を変更した場合は、変更の都度、修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容について、資料提出をすること。
- ・ 保有資格等欄の記載例「0000000000」は、資格番号を表す。

別表 7 B—③

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

1 防火対象物本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物地区隊への情報収集 7 防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

2 防火対象物地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する他の防火対象物地区隊への連絡	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

1 編成表

- (1) ____の部分、当該事業所に即した内容とすること。
- (2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- (3) 当該防火対象物が防災センター、自衛消防組織、防火管理技能者に該当する場合は該に○を、該当しない場合は非に○を記入すること。
- (4) 当該防火対象物が自衛消防活動中核要員に該当する場合は、自衛消防活動中核要員の必要人数欄に、条則第 11 条の 5 に基づき算定した人数を記入すること。
また、地区中核要員担当区域名とその担当区域を構成する地区隊の関係を明らかにするとともに、本部中核要員及び地区中核要員担当区域ごとの地区中核要員の必要人数を記入すること。
- (5) 防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。
また、防火管理技能者は、代行者兼副隊長（技術的補助者）とすることが望ましい。
- (6) 防火対象物本部隊の各班、防火対象物地区隊長、防火対象物地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の氏名等を記入すること。
- (7) 時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。
また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。
- (8) 従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なることにより、前(7)による対応が困難な場合は、別の編成を作成すること。この場合、「防火対象物自衛消防隊編成表 1」、「防火対象物自衛消防隊編成表 2」等の方法により、編成表名を変えること。
また、それぞれの編成を適用する時間帯を時間帯欄に、「適用時間帯」として記入すること。
- (9) 営業又は就業していない時間帯の防火対象物自衛消防隊は、別に編成しておくこと。
- (10) 自衛消防活動中核要員の配置が義務となる防火対象物の防災センター要員は、自衛消防活動中核要員となるものとする。

2 資格管理表

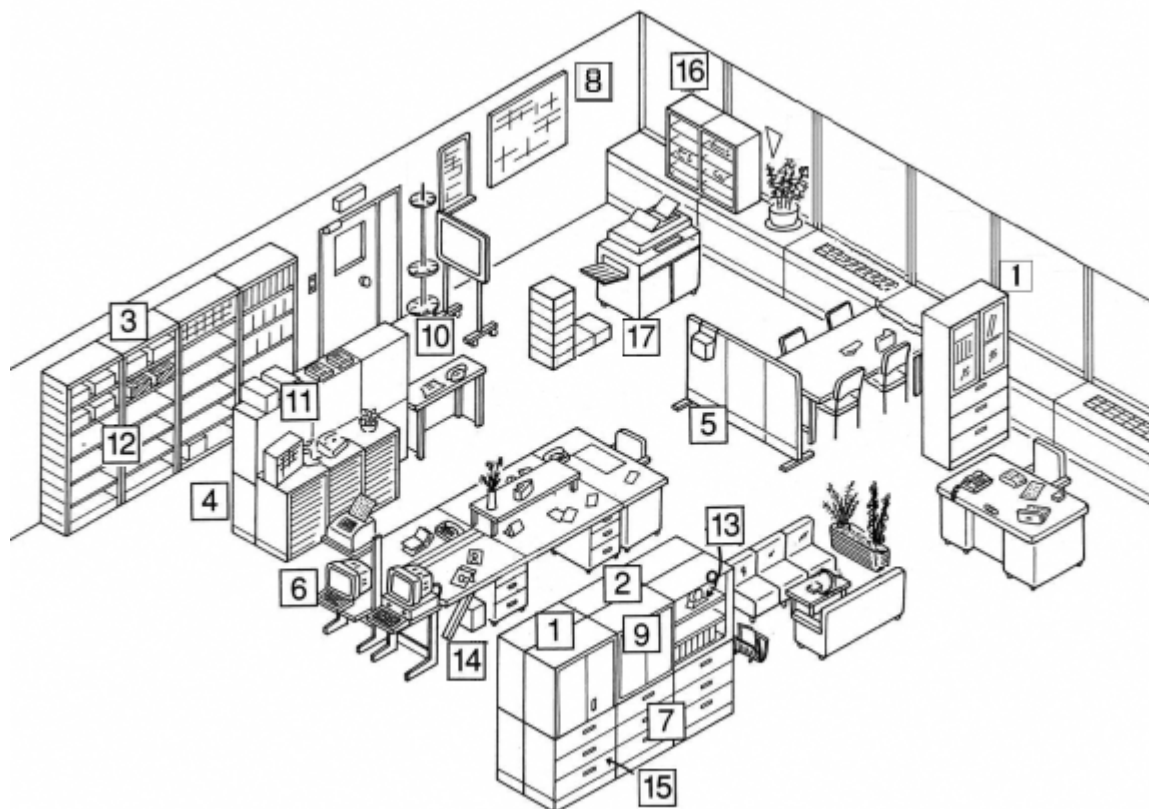
- (1) 管理権原者、防火対象物自衛消防隊長、当該隊長の代行者の氏名及び保有資格等を例示にならって記入すること。
また、特記事項欄には、防火対象物自衛消防隊長が統括防火・防災管理者の場合はその旨と代行者の代行可能時間帯を記入すること。
なお、当該防火対象物が条例第 50 条の 3 の地下駅舎に該当する場合は、当該地下駅舎に必要な防火対象物自衛消防隊長の代行者の氏名を全て記入し、防火対象物自衛消防隊長及び当該隊長の代行者の保有する自衛消防技術認定証等の資格番号及び認定証交付日等を記入すること。
- (2) 当該防火対象物が法第 8 条の 2 の 5 に該当する場合は、自衛消防業務講習修了等の資格者の保有資格、氏名、資格番号及び修了年月日等を例示にならって記入し、特記事項欄に本部中核要員又は地区中核要員の指定状況及び一部委託先従業員の場合の派遣元事業所名を記入すること。
- (3) 当該防火対象物が条例第 55 条の 5 に該当する場合は、自衛消防活動中核要員（条則第 11 条の 5）の必要人数欄に条則第 11 条の 5 に基づき算定した人数と、必要担当区域数を記入すること。
また、自衛消防技術認定証保有者の氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入し、特記事項欄に本部中核要員又は地区中核要員の指定状況及び一部委託先従業員の場合の派遣元事業所名を記入すること。
- (4) 当該防火対象物が条例防災センター該当である場合は、防災センター要員講習修了者の氏名、修了証番号、最新の講習修了年月日を記入すること。
また、特記事項欄に本部中核要員又は地区中核要員の指定状況及び一部委託先従業員の場合の派遣元事業所名を記入すること。
- (5) 本表を変更した場合は変更の都度、本表を修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容について届け出ること。

3 任務表

高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合、災害発生時の任務として、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊のいずれかの班に「歩行困難者等の避難誘導及び振分け」の任務、避難誘導用エレベーターを運用する場合にあっては防火対象物本部隊のいずれかの班に「避難誘導用エレベーターの操作・運行」の任務を付与し、記入すること。

別表 8

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



※届出するものには○×等のチェックは不要

実施日	検査実施者	防火・防災 管理者確認
項 目		点検結果
1	背の高い家具を単独で置いていない	○
2	安定の悪い家具は背合わせに連結している	○
3	壁面収納は壁・床に固定している	○
4	二段重ね家具は上下連結している	○
5	ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	○
6	OA機器は落下防止してある	○
7	引出し、扉の開き防止対策をしている	○
8	時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	○
9	ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	○
10	避難路に倒れやすいものはない	○
11	家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない	○
12	収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	○
13	危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	○
14	デスクの下に物を置いていない	⊗
15	引出し、扉は必ず閉めている	○
16	ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	○
17	コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている	○
(備考) 不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。 実施しない項目は斜線とする。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修		

別表 9

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
3階 倉庫A	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウエットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
地下1階 倉庫B	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウエットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台

別表 10

震災時における時差退社計画（例）

優先順位	家庭内事情	氏 名	自宅住所	帰宅ルートの概要	距離	付加的要素	帰宅グループ	
			連絡先	主要路線	予測時間		開始時刻	
				通常の通勤経路			到着時刻	
1	有		千葉県…市…	千葉方面（…区→…区→…市）	15Km	①××橋、◆◆橋に注意 ②湾岸の液状化も考慮	千葉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
	有		埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	20Km	〇〇区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	4時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
			東京都…区…	都内（…区→…区→…区）	5Km		直近居住者	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
2			埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	12Km	〇〇区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	2.4時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
			埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	15Km	〇〇区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
			埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	18Km	〇〇区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3.5時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
3			神奈川県…市…	神奈川方面（…区→…市→…市）	25Km	①××橋、◆◆橋に注意 〇〇区××（地域危険度5）を通過	神奈川 A グループ	
			080-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	5時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:
			神奈川県…市…	神奈川方面（…区→…市→…市）	30Km	①××橋、◆◆橋に注意 〇〇区××（地域危険度5）を通過	神奈川 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	6時間		開始	:
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着	:

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね 10km 以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者
 第2優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者
 第3優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

※防火対象物により個人情報保護の点から届出に添付できない場合は本計画を作成した上で、別表内に「別に定める」等と記入して届出してもよい。

別表 1 1

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 （該 当）	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
窓が割れている、又はひびがある。			要注意/要修理	
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →（例）非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →（例）災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

別図

避難経路図

※避難口などが明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し添付する。

別添え （従業員等に周知するために掲示、活用する場合）

消 防 計 画 概 要

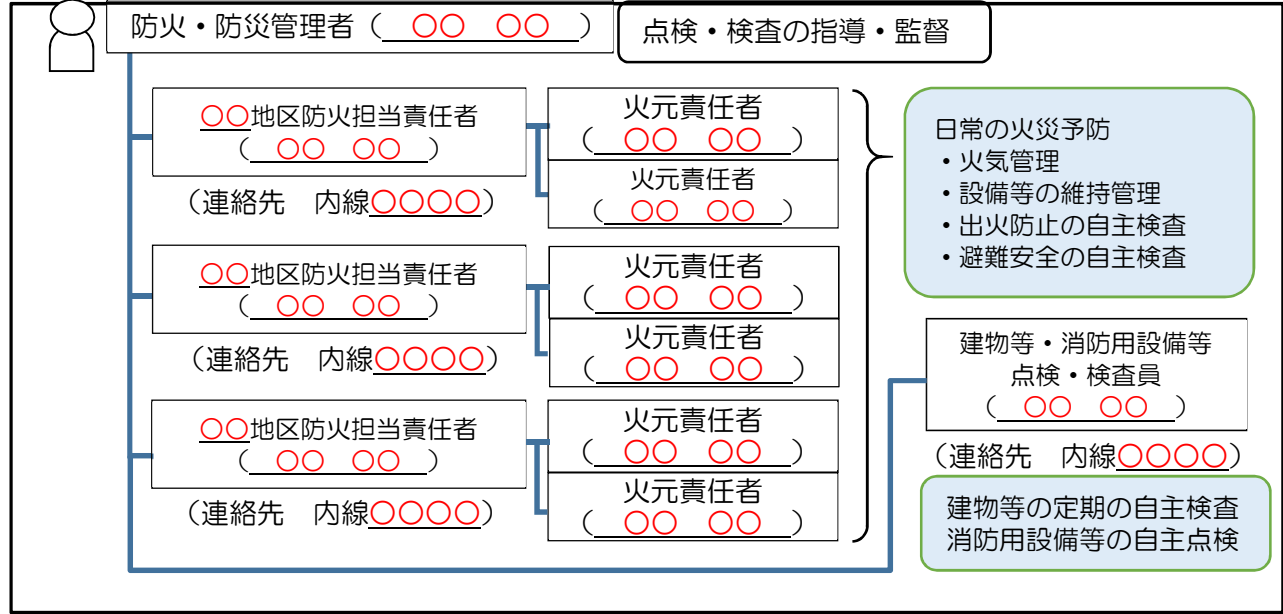
（掲示用）

予防対策

防火・防災管理者（〇〇 〇〇）

（連絡先 内線〇〇〇〇）

●点検・検査業務 第3参照



●防火・防災教育 第5、第4－1参照

火災予防運動時期に実施（〇〇月、〇〇月） 新入社員教育（〇〇月、〇〇

従業員が守るべき事項の周知

火災時の対応の周知

地震時の対応の周知

・避難施設の維持
・防火設備の維持
・火気管理ルール（喫煙、危険物品、火気使用等）

・119通報、防災センター連絡
・消火器等による初期消火
・避難要領、避難経路の周知

・身の安全の確保
・出火防止
・出火時の初期消火
・一斉帰宅抑制

●管理業務 第4－2参照

・収容人員の管理
・工事中の安全対策の樹立
・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督
・放火防止対策
・家具、じゅう器等の転倒落下移動防止措置

・消防機関へ報告、連絡
・防火管理維持台帳の整備

●自衛消防訓練 第8参照

総合訓練（〇〇月、〇〇

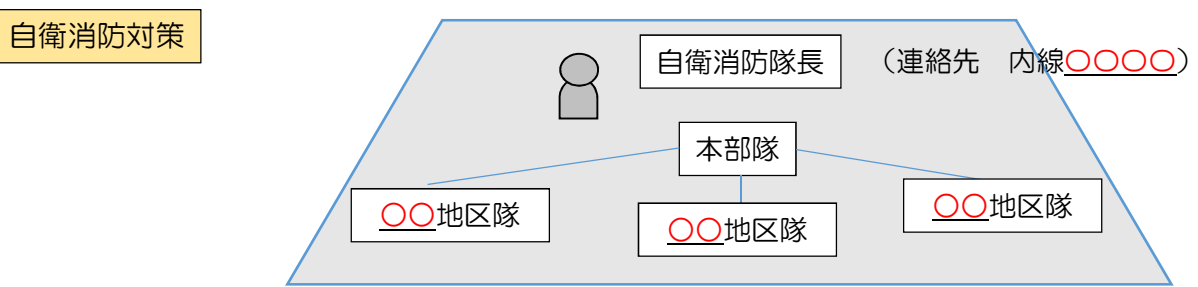
通報訓練
消防機関への通報
在館者への避難放送
部分訓練（〇〇月）

消火訓練
各消火設備の取扱い
部分訓練（〇〇月）

避難訓練
避難指示誘導員の配置
避難路の確保
部分訓練（〇〇月）

応急救護訓練
応急手当搬送要領
部分訓練（〇〇月）

安全防護訓練
防火区画の設定
排煙設備の操作
部分訓練（〇〇月）



管理権原者（ 〇〇 〇〇 ）	
自衛消防隊長（ 〇〇 〇〇 代行者 〇〇 〇〇 ）	
本部隊	〇〇地区隊（連絡先 内線 〇〇〇〇）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）
〇〇地区隊（連絡先 内線 〇〇〇〇）	〇〇地区隊（連絡先 内線 〇〇〇〇）
地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）

災害発生時の対応（火災、地震等が発生した時の対応）

●火災時 第7A－4、B4参照

- ・通報連絡班 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集
- ・初期消火班 消火器・屋内消火栓等による消火活動
- ・避難誘導班 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない
- ・応急救護班 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施
- ・安全防護班 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖

●震災時 第9－2参照

- ・身の安全の確保
- ・(通)被害状況の把握
- ・(通)火災発生時の119番通報
- ・(応)負傷者等の初期救助、初期救護
- ・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応
- ・(通)従業員家族の安否確認
- ・(避)在館者の避難誘導（倒壊危険時）
- ・(通)一斉帰宅の抑制（交通機関停止時）

●大規模テロ等発生時 第10－1参照

- ・身体防護措置の実施
- ・(通)119番通報（自己事業所で発生時）
- ・(避)屋外への退避指示、避難誘導
- ・(通)行政機関の指示を在館者に伝達
- 大雨又は強風時 第10－2参照
- ・(安)浸水防止措置の実施
- ・(避)在館者の避難誘導（避難を要する時）

●受傷事故発生時 第10－3参照

- ・(通)119番通報
- ・(応)応急手当の実施（AED等）
- ・(応)必要により救護所の設置

●ガス漏えい事故発生時 第10－4参照

- ・(通)ガス会社へ通報
- ・(通)119番通報
- ・(避)火気電気の使用禁止と避難指示
- ・(安)緊急遮断弁閉止（ガス漏えいが継続する場合）